

地名散歩

第87回 地名の「本家」はどちら？

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

私の取材ノートを見ると平成15年(2003)2月とあるから16年も前の話だが、山口県徳山市(現周南市)へ行って珍しい地名の取材をしたことがある。珍しいといっても、その「珍しさ」が尋常ではない。有楽町、銀座、千代田町、原宿町、代々木通、新宿通などなど。いずれも東京では名の通った地名だ。これがたとえば「銀座」であれば全国各地に点在しているのでさほど驚きはしないが、ここまで「東京地名」が多く並ぶと滅多にない奇観である。

そこで徳山の中心市街のある寿司屋に入って、昼食がてら店のオヤジさんに聞いてみた。すると「今は何でも東京中心だから、東京の地名が徳山にもあるって驚かれるんだけど、こっちの方が先なんですよ。明治維新から日本を動かしてきたのは防長二州(周防・長門)でしょう？だから軍隊の言葉でも、自分は〇

〇でアリマス！というのも長州弁だしね……」と驚くような答えが返ってきたのである。オリジナルは徳山だというのだ。

すばらしい愛郷心の発露ではあるが、少しは地名をかじった身にとって、にわかには信じられるものではない。だいぶ疑いながら市立図書館へ行ったところ、『徳山市史 下巻』(徳山市史編纂委員会編、昭和60年徳山市発行)に「新町名の誕生」という項目があった。そこには「戦災復興都市計画区画整理事業の対象となった第一・第二工区の地域については、その工事の完了により、それぞれ旧藩時代の名残をとどめる字名や町名が整理調整され、新興徳山市にふさわしい新町名、地番に変わった」とある。その後に具体的な町名が列挙されているのだが、先に挙げた「東京地名」の旧町名(カッコ内)は次のとおりだ。



新宿通、代々木通、銀座など、東京の地名が目立つ山口県周南市の旧徳山市街地。駅前には図にないが有楽町もある。戦災復興の区画整理で新設された。「地理院地図」令和元年5月8日ダウンロード



横浜市港北区(現青葉区)元石川町。中心市街にある石川町より歴史が古いことから、横浜市編入の際に大字石川から改称された。図の頃は「たまプラーザ駅」が開業してまだ6年。1:25,000「荏田」昭和47年修正。

有楽町(佐渡町南浦、油屋町南浦、西浜崎、油屋町、佐渡町) 銀座一丁目(佐渡町、幸町) 銀座二丁目(幸町) 代々木通一丁目(順庵町、代々小路、オノ森) 代々木通二丁目(オノ森) 新宿通一丁目(オノ森、下今宿) 新宿通二丁目(下今宿)……といった具合だ。代々小路が代々木に、下今宿が新宿通というのは微妙に似てはいるが明らかに異なる地名であり、東京の地名に合わせた点では同類だろう。ここに挙げたのはいずれも昭和35年(1960)から37年にかけて成立した町であり、千代田町は同42年、原宿町に至っては同56年なので(東京都渋谷区原宿は現存しない)、当然ながら東京の方が古いのでアリマス。

老舗の自家争いはよくある話だが、争っているかどうかは別として、地名にも自家と分家のような関係は存在する。たとえば徳山市と合併して周南市になった新南陽市は昭和45年(1970)に南陽町が改称・市制施行したものの、「新」がついたのは「自家」の南陽市がすでに山形県に存在したのが理由だ。

南陽市は県南部の東置賜郡赤湯町、宮内町、和郷村の3町村が合併した際に新市名をめぐって紛糾したため、当時の山形県知事が仲裁案として中国の故事「南陽の菊水」を引き、北に丘陵、南に沃野というイメージで南陽市を提案、昭和42年(1967)に誕生した。山口県南陽町も^{とんだ}富田町と^{ふくがわ}福川町の合併で同様の漢語由来で決まったが、「南陽」の名としては昭和28年(1953)とむしろ古い。しかし「市名の重複は避ける」という当時の自治事務次官通達に従って、市としては二番手となるため新を付けた。このような重複回避や、また既存の自治体とは違うことを強調すべく新を付ける例は、他にも新温泉町(兵庫県)、新上五島

町(長崎県)、新ひだか町(北海道)などがある。

横浜市青葉区の元石川町は、かつて単に石川だった。神奈川県都筑郡山内村大字石川であるが、昭和14年(1939)に横浜市港北区(現在は分区により青葉区)に編入された際に他の町と同様に町を付けて石川町とはせず、元石川町としている。これは旧横浜市内にすでに石川町があったからだ。場所は中華街の近くであるが、横浜が明治22年(1889)に市制施行して以来の歴史をもっている。江戸以前は石川村で、文献によれば鎌倉時代まで遡るといってなかなかの歴史だ。ところが青葉区の石川のルーツは平安時代の「石川牧」というからこちらの方が古く、これにより「元から」ということで元石川町になった。

モトの地名には「本」の字もしばしば用いられるが、JR総武本線の下総中山駅と、京成電鉄本線の京成中山駅付近には市川市中山と船橋市本中山が隣接している。日蓮宗の古刹・法華経寺があるのは市川市中山の方で、中山村の歴史は鎌倉時代に遡るが、駅はどちらも船橋市本中山だ。ところがこちらは昭和42年(1967)に誕生した新しい地名で、それまでは小栗原町だった(同町の一部は昭和49年まで残った)。

江戸期は葛飾郡小栗原村で、明治町村制時には東葛飾郡葛飾村大字小栗原。法華経寺とは近く、確かに結び付きは強かったというが、やはり下総中山・京成中山の両駅の所在地であることから変更されたというのが真相だろう。小栗原の地名は小学校や神社、団地などの名称にまだ残ってはいるが、少なくとも江戸初期以来の長い歴史をもつ地名が消えたのは惜しい。本を名乗るからといって歴史が古いとは限らないという好例である。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地名の楽しみ』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 749
2019 June



表紙写真

「飛行機雲」

第33回写真コンクールは一もに一賞
宜野座 俊彦●宮崎会

緑に囲まれた自然豊かな場所にそびえ立つ
宮崎県内で一番高い建物。
その遙か上空を一直線の飛行機雲を描きな
がら飛行している様は、過去・現在・そして
これからの未来を想像させる光景であった。

地名散歩 今尾 恵介

03 地籍問題研究会

第24回定例研究会

08 空家等対策の連携に関する協定書締結式の報告

大阪土地家屋調査士会社会事業部長 正井利明

11 土地の表示に関する登記の沿革(6)

都城市代表監査委員

一般社団法人テミス総合支援センター理事 新井 克美

15 第19回全国土地家屋調査士政治連盟定時大会

17 愛しき我が会、我が地元 Vol.64

大阪会/山形会

21 地籍シンポジウム in 滋賀2019

『地理から学べ!』～まち・ひと・しごと～ 地方創生

22 民事司法改革シンポジウム

民事司法改革の新たな潮流

～実務をどう変えるべきか～

25 セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の発行 について

27 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

28 会務日誌

29 土地家屋調査士名簿の登録関係

31 土地家屋調査士を取り巻くさまざまなリスク その時お役に 立ちます!

32 国民年金基金

34 ちょうさし俳壇

35 2018年度「土地家屋調査士」掲載

索引 2018年4月号(No.735)～2019年3月号(No.746)

39 ネットワーク50

広島会/熊本会

42 事前調査から事件管理・再活用、さらに新規受託をサポート!

土地家屋調査士 調査情報保全活用

調査士カルテMap

43 編集後記

地籍問題研究会

第24回定例研究会

日時 平成31年3月9日(土)
会場 日比谷コンベンションホール(東京都・千代田区)
テーマ 今後の地籍整備の方向性と現場行政の取組
協力 東京土地家屋調査士会、
(一社)東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会



はじめに

小柳春一郎代表幹事による主催者挨拶の後、鮫島信行副代表幹事から趣旨説明として、今回のテーマである「今後の地籍整備の方向性と現場行政の取組」について説明があった。

今回の研究会では、来年に迫った第7次国土調査事業十箇年計画(以下「十箇年計画」という。)の方向性の確認、民間等の測量成果を生かす国土調査法19条5項(以下「19条5項」という。)の活用、地籍調査の成果を行政に生かす取組及び地図混乱の解消と19条5項の活用を実例に即して報告いただき理解を深めることとされた。

下記3つの報告とパネルディスカッションが行われましたので、次のとおり報告します。

「第7次国土調査事業十箇年計画の方向性と国土調査法19条5項の活用」

報告者 高藤喜史氏
(国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長)

① 十箇年計画

地籍調査制度の見直しについて、国土審議会の国土調査のあり方に関する検討小委員会において検討中である。地籍調査を迅速かつ円滑に進めるための措置等の方向性について、本年2月27日に「中間とりまとめ」が公表された。

平成29年度末の全国における地籍調査の進捗率は、合計で52パーセントである。都市部に進捗の



主催者挨拶 小柳春一郎氏



趣旨説明 鮫島信行氏

遅れが認められ、林地もやや遅れが認められる。

第6次十箇年計画の平成29年(8年目)までの実施状況として、基準点設置に関しては、目標8,400点のところ2,772点と約33パーセントの進捗で、全体の進捗率としては約53パーセントにとどまり、円滑に進める必要性があるとされた。

また、所有者不明土地問題の顕在化として社会状況の変化が述べられ、不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合が約20パーセントに上り、約九州ほどの面積がある。所有者不明土地が全国的に増加し、所有者の特定等のため多大なコストが要し、円滑な事業実施の支障となっている。

社会経済状況の変化としては、2018年をピークに急速な人口減少が想定され、土地の境界確認をどう進めるかが大きな課題である。

平成30年6月1日、閣僚会議決定された所有者不明土地問題の対策推進のための工程表が説明された。2018年は所有者が不明な場合を含めて、地籍調査を加速化するための措置検討を行い、その方向性を明示する。2019年は地籍調査の円滑化・迅速化のための措置の方向性等、制度改正の具体的な方向性を提議する。2020年には、十箇年計画とともに、国土調査法の見直し等の期限を区切って改正を実現するとされた。

今後、十箇年計画の検討スケジュール案は、本年7月頃に取りまとめる。10月頃に法案作成準備、来年1月頃に法案審議、同年4月頃十箇年計画策定予定である。

次に、中間とりまとめの概要3項が説明された。

概要1 調査手続の見直し

概要2 都市部の迅速化

概要3 山村部の迅速化

概要1の調査手続の見直しでは、所有者探索のための各種情報へのアクセスの円滑化、筆界案の公告による調査手法の導入、地籍調査主体では筆界が特定できない場合の法務局手続の導入等、手続の抜本的な見直しにより、地籍調査の迅速化を図るとされた。所有者が遠方に居住、地形が急峻などの理由により現地での立会いが困難な場合、資料郵送による確認、集会所での立会いなど、確認の手法を多様化する方法が検討されている。土地所有者等の所在が不明な場合の措置の導入、土地所有者等の協力が得られない場合の措置の導入及び法的管理として土地基本法の改正を念頭に、土地所有者に関する基本制

度の見直し等が検討されている。

概要2の都市部の迅速化としては、法律上の位置づけが薄い官民境界を先行的に行う調査・測量に関し、その成果を国土調査法の認証を行った上で公表し、法令上の位置づけを明確化することが検討されている。

概要3の山村部の迅速化として、土地所有者等の高齢化が進み、急峻かつ広大な土地が多い山村部では、現地での立会いや、測量作業が負担となっていることから、近年の測量技術の進展を踏まえ、高精度の空中写真やレーザー測量成果から得られるリモートセンシングデータを活用した新手法を導入する必要があるとされた。その効果としては、立会いの効率化、測量作業の効率化が挙げられる。

② 19条5項

19条5項指定の対象となる測量・調査については、原則として一つの地域(連続する土地)の面積が500平方メートル以上であれば、事業者等の制限はなく、全て指定を受けることが可能である。土地区画整理事業、土地改良事業、民間等による各種の都市開発事業等に伴う測量成果が指定の対象となり得る。19条5項に指定されると、登記所における正式な地図(不動産登記法第14条第1項地図)として備え付けるために、その成果が登記所に送付される。測量成果である地図が公的に管理され、成果の散逸がなくなる。

19条5項指定された事例として、公共事業では、さいたま市立病院施設整備事業、民間開発事業では、東京都北品川五丁目第一地区市街地再開発の事例が紹介された。

次に、地籍調査整備推進調査費補助金制度の概要の説明があった。この制度は、民間事業者等が積極的に19条5項指定を申請できるように、申請に必要な調査・測量、成果の作成に係る経費に対し補助する制度である。補助金の募集要件としては、事業主体は地方公共団体及び民間事業者等であり、面積要件は一地区当たり500平方メートル以上、補助率は地方公共団体の場合は国1/2、地方公共団体1/2となり、民間事業者等の場合は、国1/3、地方公共団体1/3、民間事業者等1/3の負担となる。

19条5項の指定の活用状況について、民間測量成果等の指定面積は、全地籍調査済み面積約1万1,467平方キロメートルの約7.7パーセントで、そのうち農業系の土地改良事業が約9割を占める。6次計画の8年間の実績は、578平方キロメートルで

あり、これまでよりも民間事業の指定割合も増加(0.1→1.6パーセント)しているが、指定制度の活用が十分に進んでいるとは言い難い状況である。

19条5項の活用推進として、補助金制度を創設するなどの促進措置が講じられているが、民間等の申請主体にとっては追加的な手間が掛かることなどから、指定が十分に進んでおらず、国土交通大臣等に直接申請する仕組みとなっているため、地籍調査の実施主体との連携が十分に図られていない。このため、19条5項の指定申請等があった場合に、国土交通大臣等がその旨を関係地方公共団体に通知する仕組みや、民間事業者等が行った測量成果について、地籍調査の実施主体等が代わりに19条5項指定申請を行うことができる制度等、指定の促進策について検討する必要がある。

地籍調査実施主体等による19条5項指定申請の代行について二つの事例が紹介された。静岡県では、用地買収を伴う公共事業等で作成された用地測量成果を、地籍部局等が申請主体となって19条5項指定を行う取組を促進している。三重県では、民間の住宅開発に伴い作成された高精度測量成果を、市が開発業者から収集し、測量成果の点検等を行った上で、19条5項指定申請につなげた。民間事業者等にとっては、事業実施と直接関係がないため、費用補助面を除き19条5項指定に対する動機は薄い、地籍部局にとっては将来的に地籍調査が不要となるため、19条5項指定を行う意義は大きい。一部の地方公共団体では、地籍部局が民間業者等から既存測量成果を収集し、19条5項指定につなげる効果的な取組を実施していることから、これらの取組の全国展開を検討する必要性が述べられた。

「地方整備局用地部における地籍整備推進の取組 —地籍整備推進調査費補助金と公共事業連携を中心—」

報告者 藤川眞行氏
(一財)不動産適正取引推進機構研究理事)

1 地方整備局用地部への事務の移譲

地籍整備とは、土地の境界や面積、所有者、地番、地目などの土地の基礎的情報を明確にすることである。

その中で地方整備局用地部は、直轄道路・河川事業等の用地取得を行う。平成29年度に、国土交通省

と地方整備局建政部から事務移譲があった。都市部官民基本調査の実施に係る事務、民間等からの19条5項指定申請に係る事務、直轄事業の用地測量成果に関する19条5項指定申請に係る事務及び社会資本整備円滑化地籍調査事業に係る事務、地籍調査負担金に係る事務等地籍調査に係る事務等が挙げられた。

2 地方整備局用地部の取組として3項が報告された。

- ① 市区長村等の要望を省に伝える等、ネットワークを生かした地籍整備の推進があり、シンポジウムや座談会を開催している。座談会のレポートが紹介され、地籍調査の意義、地籍調査の進捗に向けての意見交換、震災復興と地籍調査の現状報告の説明があった。
- ② 地籍整備推進調査費補助金の啓発・普及に当たり、現場事務所を通じた啓発・普及、県土地家屋調査士会との連携が挙げられた。中小開発では、初めから19条5項指定申請をするつもりで事業計画を行わないと、以後指定申請を考えても難しい面がある。
- ③ 直轄事業と地籍整備の連携として、直轄事業の動向の事前把握と地籍整備の重要性が述べられ、岐阜県、和歌山市の事例が紹介された。それに伴い、用地に関わる職員確保が各地で難しい状況である状況が報告された。

3 所有者不明土地問題と登記に関する報告が2項あった。

- ① 用地取得に関する共有地の分筆登記における課題として、用地部はそれぞれ所有者不明土地を抱えている。調査を進めれば解消できる状況にはあるが、戸籍で追ったとしても500名を超える所有者となっている事例、マンション等の所有者で、一人でも調印が残ると作業が滞る状況が説明された。不在者財産管理人の使用例も説明された。最後は収用ということになるが、それ以前に行う作業の難しさが説明された。マンション敷地や、相続に伴う共有地の取得については、多数の地権者が存在することとなるが、全員と売買契約を締結するまでは分筆登記ができないことから、地権者の一部に売却の意向があったとしても当該地権者との間のみでは売買契約は締結できない。このため、全員の合意を得るまでの間、売却の意向のあった地権者の転売、相続という事情が発生すると、

新たな地権者に再度、説明・交渉し合意を得ることが求められることとなり、円滑な用地取得の支障となっている。平成28年度の関係省庁に対する制度改善要望として、区分建物の敷地については土地の分筆登記を可能とする要望、共有地については、例えば、公物管理法の区域決定の行政処分を根拠として、土地の分筆登記を可能とする要望がされた。

- ② 筆界特定制度における課題として、筆界特定制度上、筆界特定を申請できる者は、東日本大震災特別区域法の特定を除き土地所有権の登記名義人等に限定されており、事業実施主体は申請できない。隣接地権者間の境界争いや、一部地権者の境界立会拒否等がある場合において、筆界特定制度を活用するためには、地権者に筆界特定の申請を依頼することになるが、金銭的な負担を理由に拒否されることが多く、円滑な用地取得の支障となっている。平成28年度の関係省庁に対する制度改善要望として、事業実施主体も筆界特定の申請者になることができる要望があった。収用まで行かずに解決できると、用地測量できる幅が広がると述べられた。

「中野市における地図混乱解消と国土調査法19条5項申請－集団和解による地図訂正の活用－」

報告者 中山重光氏
(長野県中野市建設水道部道路河川課国土調査係長)

長野県中野市における地籍整備推進調査費補助金の活用事例が報告された。事業の実施主体は長野県中野市、事業個所は市役所近くの中野市三好町、調査面積は1.1 Ha（筆数79筆、地権者27名）、業務内容は集団和解方式による地図訂正作業、受託者は県の公嘱協会である。

地図混乱地域にあっては、分筆登記や地積更正登記のように土地を現地で特定して測量を行うべき処理が困難となり、所有者にとっては、土地取引が成立しない、金融機関からの融資が受けられない等の影響があり、行政機関にとっては、道路等社会基盤整備が進まない等の影響がある。

地図混乱の発生原因としては、現地における土地の位置・区画が変更されているのに、登記手続が未了のまま放置されたことに起因するもの、分筆登記

がされたものの、図上分筆等であったため、土地の位置・区画が公図等と相違するもの、地図、取り分け原公図それ自体が、作成当初から全く現地を反映していないもの等がある。

地図混乱の解決策としては、分合筆による是正は現実的には困難であり、地籍調査による是正は地権者の負担が増してしまう。当該地域では、法務局が実施する登記所備付地図作成作業の実施は当面の予定がない。土地の所有・占有関係が安定している場合には、対象地域に係る利害関係人全員の合意に基づく地図訂正による解決策がある。

本件の基本方針と全般的な処理については、土地家屋調査士と相談の上、地図訂正が必要な範囲内の利害関係人全員の合意・現地確認を経て、現地に合わせた地図を作成し、法務局に提出する「集団和解」方式による地図訂正が検討され、登記官に説明し了承を得た上で、当方式により地図混乱解消を図ることとした。

集団和解による地図訂正の条件として下記6項が挙げられた。

- 1 土地所有者や抵当権者など登記上の利害関係人全員の所有権界に係る合意があること。
- 2 現地における各筆が、境界標等により明確に区画されており、現地区画について占有及び利害関係が安定し、将来とも係争が生じるおそれがないこと。
- 3 対象区域内の里道・水路等の法定外公共有物のうち、付け替えあるいは占拠されているものについて、付け替え、払い下げ等の法的手続をとることができること。
- 4 登記事務に活用し得る現況図面の作成が可能であること。
- 5 登記及び地図訂正に関する事務手続等について、取りまとめ役を果たす申請代理人(土地家屋調査士)の選定が可能であること。
- 6 地図訂正の申出書及びそれに添付される同意書等に印鑑証明書の添付があること。

集団和解による地図訂正業務の詳細な手順と内容としては、平成27年度に地図混乱の是正方法や実施範囲の相談、法務局等の資料収集、相続等が発生している場合の土地所有者の追跡調査、調査図素図の作成、現況測量を実施し現況実測図の作成、第一回地権者説明会の実施が挙げられた。平成28年度には、基準点測量の実施と、いわゆる創設主義によ

る境界確認となるが一筆地調査の実施が行われた。地元区役員への説明会、第二回地権者説明会が開催され、集団和解による同意を得た。平成29年度に19条5項申請が行われ、認証・指定され、不動産登記法第14条第1項地図が備え付けられた。

地図混乱解消のメリットとしては、所有者にとっては、自己所有地について正確な位置と面積が確定できることにより、近隣との境界争い等が未然に防止され、不動産の価値が高まるとともに、不動産取引が円滑に進められる。行政のメリットとしては、未登記道路用地解消及び廃道処理ができること、固定資産税等について公正な課税ができること、登記所に地図が備え付けられること、19条5項指定を受けることにより、地籍調査を行ったものと同等に扱われるため、原則として改めて地籍調査を実施する必要がなくなること等が挙げられた。

パネルディスカッション

幹事の鮫島信行氏進行の下、3名の報告者が回答する形式でパネルディスカッションが行われた。

官民先行地籍調査に関する質疑では、成果の公開方法、法務局とのデータの共有、後続の作業に役立つ図根点の設置、災害時における街区の形状の重要性等が意見交換された。

19条5項に関する質疑では、19条5項の積極的活

用、高速道路用地取得等の公共事業と地籍調査の連携、交付金のニーズの把握、申請自体の任意提出及び義務化の協議、事業を包括受託できるJV等プロ集団の重要性の提言、事業に関する長期計画の重要性の協議、国土調査と同等の成果が必要であるため、処理時間及び手間に関する議論がされた。

おわりに

地籍整備の方向性を決める国の機関の説明、それを実行する現場における地籍整備推進の説明及び行政型19条5項の事例報告と、それぞれが一体となった報告とパネルディスカッションであった。

19条5項の枠組みで地図混乱を解消した事例報告は特に心に残った。行政、土地所有者及び法務局が協議し、集団和解と19条5項の組合せで不動産登記法第14条第1項地図が完成した。社会資本整備円滑化事業と連携した行政型19条5項の申請の促進としては、各地の地方公共団体等には、19条5項申請に相応しい事業が少なくないと思われることから、その成果の取りまとめや必要書類作成等に関する受託推進のためにも、行政と住民が相互に協力して地図混乱を解消した事例の情報共有は、非常に重要であると感じた。

広報員 石瀬正毅(東京)



パネルディスカッション

空家等対策の連携に関する協定書締結式の報告

大阪土地家屋調査士会社会事業部長 正井 利明

年度末も迫った平成31年3月28日(木曜日)、大阪土地家屋調査士会は、八尾市との間で「空家等対策の連携に関する協定」を締結いたしましたので、その報告をさせていただきます。

協定についての報告をする前に、八尾市の概要についてほんの少しだけ説明をしておきたいと思えます。八尾市は大阪平野の中部、大阪市の東南部に隣接する人口約27万人の都市で、非常に高度な技術を持つ町工場がたくさんあり、活気にあふれたところ。歯ブラシの生産は全国トップで国内シェアは約40%を誇ります。とはいえ、少子高齢化の影響は避けることができず、この八尾市においても空家問題は徐々に大きな社会問題となりつつありました。

そこで、八尾市では国が法令の整備を行う前から条例の整備を行い、平成30年8月末には12の専門家団体と空家等対策に関する協定を締結しています。しかし、残念ながらその専門家団体の中に大阪土地家屋調査士会は含まれていませんでした。これは八尾市からの働き掛けがなかったからではありません。そもそも大阪土地家屋調査士会は空家等対策協議会発足当初から八尾市の空家等対策協議会委員として本会会員を派遣し、積極的に情報発信をするなどして密接に関わってきたのですが、当初、八尾市側から提案された連携・協力の内容が、本来土地家屋調査士が取り扱うべき業務範囲を外れ、不動産の権利に関するものや流通に関するものも含む包括的なものとなっており、ややもすると誤解を招きそうな内容であったため、その解釈をめぐって本会内での議論を準備期間内に取りまとめることができずに時間切れとなり、8月末の段階では協定の締結には至らなかったという経緯がありました。

このように他の専門家団体からは出遅れてしまったわけですが、それでも諦めることなく、その後も平成30年度内の締結を目指して、粘り強く本会内での議論及び八尾市との協議を重ねた結果、両者が取り組むべき具体的な連携・協力内容については、

協定書とは別に覚書を作成することで明確化し、その覚書の存在を協定書に明記することによって、最終的には連携・協力内容についても合意するに至り、協定を締結する運びとなりました。

この覚書の中では八尾市が取り組むべき連携・協力内容として、(1)八尾市が所有者等から空家等を構成する敷地についての境界確認等及びそれに基づく登記処理並びに空家等自体の登記処理に関する相談を受けた場合の本会の紹介、(2)空家等に係る相談窓口の設置及び総合的な相談会の開催、(3)広報紙、市のホームページ等による本協定に基づく事業の周知、(4)空家等及び所有者等に関する情報の本会への提供、といった内容を明記しました。

そして本会が取り組むべき連携・協力内容として、(1)空家等を構成する敷地についての境界確認等及びそれに基づく登記処理並びに空家等自体の登記処理に関する相談、(2)八尾市が主催又は共催する空家等に関する相談会への会員の派遣、(3)八尾市が主催又は共催する空家等に関する研修会への会員の講師派遣(4)空家等及び所有者等に関する情報の八尾市への提供、といった内容を明記することにしました。

この最終的な覚書も含めた協定内容が定まったのは、平成31年3月12日のことでした。その後、具体的な式典の段取りを整えつつ、3月26日に本会において理事会が開催され、そこで最終的に本協定の締結について可否の審議となり、可決されるに至りました。二日後の28日に締結式典を控えての理事会での審議でしたので、最後までタイトなスケジュールで緊張の連続でした。

先にも説明しましたように、今回の協定締結に当たっては、包括的な締結書とは別に具体的な連携事項を記載した覚書を交わさせていただき、相互に何ができるのか、何が求められているのかを明らかにしているのが特徴的であるといえます。今後、同様の協定を結ばれるときには参考にしていただけるかもしれません。

さて、タイトなスケジュールの中で迎えた協定締結式当日(28日)には、16時から八尾市役所本館5階の応接室において、八尾市からは田中誠太市長、比留間浩之建築部部长、梶山隆彦建築部次長、稲葉守弘建築部次長兼住宅政策課課長が、本会からは金子正俊会長、小職(社会事業部長)、山田貴弘社会事業副部長、杉田育香社会事業部理事、中島芳樹中河内支部長、山田和雄協議委員が参加し、締結式が執り行われました。式典に先立ち名刺交換を行い、一同着席。その後は式次第ののっとり出席者紹介の後、協定書の趣旨説明が行われました。

趣旨説明では、「空家等に関する問題は複雑多岐にわたるため、関係する複数の団体とより緊密な連携体制を構築し、それぞれの専門・得意分野を生かした、きめ細やかでスピーディかつ適切な空家等の取組を進めていくことを目的として、昨年8月31日に『八尾市における空家等対策の連携に関する協定書』を12団体と締結したが、今回、先の12団体に加え、新たに大阪土地家屋調査士会とも協定書の締結に至った旨、さらには今後、本協定に基づいて、大阪土地家屋調査士会の専門分野である不動産登記の表示に関する相談や啓発等の取組を連携して実施していきたい旨」が説明されました。

その後、田中市長と金子会長の間で調印済協定書が交換され、協定は無事に締結されました。締結を祝して挨拶が交換され、田中市長の挨拶では「八尾市の空家をめぐる状況は深刻なものになりつつあ

り、国の対策を待っているのは手遅れとなる可能性すらある。自分たちでできることは積極的に取り組むべきであり、その中で不動産の表示に関する登記の専門家である土地家屋調査士の協力を得られるということは大きなメリットとして位置づけられている」との言葉があり、それに応じて金子会長は「不動産をめぐる社会問題は空家にとどまらず、空地、所有者不明土地という形で日々拡大しているが、幅広い官民の連携が相乗効果を生み、全体がよい方向に向かうWin-Winの関係を築いていく、その一助となることができればこれほど嬉しいことはない」との抱負を述べられました。

最後に、田中市長と金子会長のツートップでの写真撮影の後に関係者が整列しての写真撮影を行い、式典は終了となりました。式典終了後には当初予定にはなかった歓談の時間が設けられ、市長はじめ市の担当職員の方々との意見交換が行われた後に散会となりました。

ところで、大阪府は本年3月に「空家総合戦略・大阪2019」を公表しました。

http://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/osaka_akiya/senryaku2019.html



この総合戦略の中には「民間等との連携強化による空家の適正管理・除却の促進」が盛り込まれ、その具体例として八尾市と12団体の協定、貝塚市と5



団体の協定が取り上げられています。現時点で大阪土地家屋調査士会はこれら両方の協定に直接関与していることとなります。今後は大阪府下の各自治体との空家等対策協定締結に向けた動きが加速することが予想されますので、本会では対策委員会の立ち上げも視野に入れつつ、引き続き各自治体との協力体制の確立に向けた取組を積極的に進めていきたいと考えています。

既に社会問題としての認知度が高まっている空家問題ですが、具体的な対策についてはまだその取組は始まったばかりといえるでしょう。空家のスムーズな流通を側面から支援する活動、空家の取り壊しや敷地の処分を支援する活動など、空家問題におい

て土地家屋調査士が活躍する場面は少なくありません。また、防災という観点からの空家対策の重要性も十分に考慮する必要があります。昨年(平成30年)大阪では大阪府北部を中心とした大きな地震を経験し、さらには2つの猛烈な台風による甚大な被害も経験しました。その中で、空家が被災する事例が非常に多く発生し、防災・減災の観点からも空家等への対策がより一層強く求められていることを自覚するきっかけとなりました。大阪土地家屋調査士会では今後も各自治体への働きかけを継続的に行い、表示に関する登記と土地境界の専門家として活躍の場を広げつつ社会に貢献していきたいと考えています。

以上雑駁ではございますが報告させていただきます。

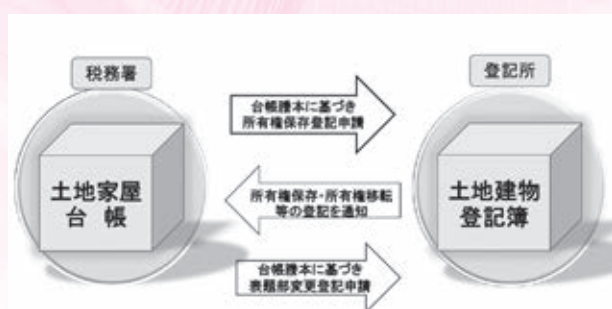


土地の表示に関する登記の沿革 (6)

都城市代表監査委員
一般社団法人テミス総合支援センター理事
新井 克美



オ 登記制度と台帳制度の関係



【図2-4-6 登記簿・台帳の併存】

a 登記所は、土地について最初に登記をする場合(所有権保存の登記をする場合)は、原則として土地台帳の謄本によってその状況を明らかにすることが必要とされていた(制定時の旧不登法105条1号)。そして、登記所は、所有権保存の登記をした場合は、遅滞なく、その旨を、土地台帳所管庁に通知することとされていた(制定時の旧不登法11条1項後段)。

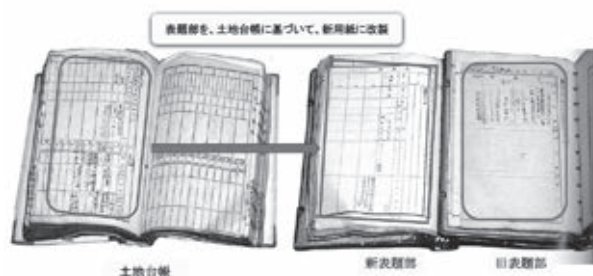
一方、土地の登記簿が設けられている土地については、土地台帳に登録された土地の「所有主」の変更は、登記所から税務官署に対する登記済通知(制定時の旧不登法11条1項前段)に基づいて登録しなければならないことは前述(前記エ(本誌748号10ページ)参照)した。

b また、当初は、土地台帳所管庁は、土地の表示の異動の登録をした場合(土地の分筆・合筆、地積の増減、地目の変更等があった場合)は、遅滞なく、その旨を、登記所に通知することとされていた(制定時の旧不登法11条2項)。

その後、土地の表示に異動を生じた場合は、まず土地台帳において異動を申告し、その異動登録後の土地台帳謄本を提出して、土地の表示の変更の登記を申請することとされていた(大正2年法

律第18号による改正後の旧不登法79条・80条)。
c このように、土地登記制度と土地台帳制度が併存していた当時の土地台帳は、①土地に関する物理的情報(土地の表示に関する登記の情報)及び②納税義務者(所有主)情報を登録し、土地登記簿は、①土地に関する物理的情報(土地の表示に関する登記の情報)及び②所有権その他の権利に関する登記の情報を登録していた。

第6 登記簿・台帳の統合一元化と表示に関する登記制度の創設



【図2-5 登記簿・台帳一元化】

(1) 登記簿・台帳の一元化

a 登記制度と台帳制度が併存する制度の下では、利用者は、不動産の物理的状況の変動については台帳申告と登記申請とを別々にしなければならず、また、台帳と登記簿の両者について謄・抄本の請求を必要とする等二重の手数と費用の負担を余儀なくされた。そして、税務署から台帳の移管を受けた(昭和25年法律第227号)登記所では、登記事務と台帳事務の二重の事務処理を強いられた。

b 一方、税務署から台帳の移管を受けた登記所では、登記簿のバインダー化の作業を実施し(昭和26年法律第150号附則3項、昭和26年法務府令第110号附則2項)、登記簿を、これまでの登記

番号順から地番(家屋番号)順に編てつした。

- c 全国の登記所における登記簿バインダー化作業の進捗を踏まえて、登記簿に台帳の機能を持たせて(登記簿と台帳の一元化)、土地・建物の現況を常時明確にする(表示に関する登記制度)等のため、不動産登記法が改正されるとともに、土地台帳法(昭和22年法律第30号)及び家屋台帳法(同年法律第31号)が廃止された(昭和35年法律第14号)。
- しかし、全国の登記所における登記簿と台帳の統一一元化の作業を実施するには多くの費用と歳月を要する。このため、登記簿・台帳一元化作業を完了すべき期日(以下「一元化指定期日」という。)について、各登記所ごとに法務大臣が指定し(昭和35年法律第14号附則2条2項)、全国の登記所について、計画的にこの作業を実施した。

(2) 表示に関する登記制度の創設

- a 上記改正法律は昭和35年4月1日から施行された(昭和35年法律第14号附則1条)が、表示に関する登記手続の規定は、各登記所ごとに、一元化指定期日の翌日から適用された。

そして、上記改正法律第2条によって、土地台帳法及び家屋台帳法は廃止されたにもかかわらず、同改正法施行後においても、一元化指定期日までの間は、各登記所の管轄区域内の土地及び建物に関しては、廃止前の土地台帳法及び家屋台帳法の規定が適用された(昭和35年法律第14号附則第3条)。

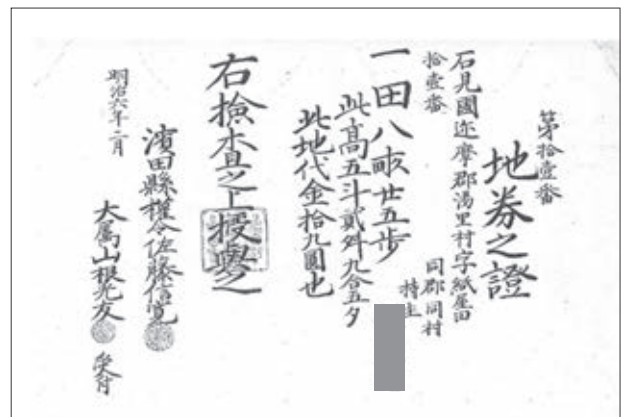
- b 土地台帳及び家屋台帳は、土地台帳法及び家屋台帳法が廃止された後においても、「当分の間保存する」(一元化実施要領第19第2項)とされた。しかし、家屋台帳は、長期保存の必要性が比較的少ないこと等を考慮し、一元化指定期日後5年を経過したものについては、倉庫の狭あい等諸般の事情を考慮して廃棄して差し支えないとされた(昭和45年11月26日民事甲第4666号民事局長通達)。
- c 登記所に保管されている土地台帳については、閲覧又は謄本の交付は、当分の間、従前と同様の取扱いによること、そして、閲覧又は謄本の交付については手数料を徴収しないこととされた(昭和36年3月2日民事甲第534号民事局長通達)。

- d 現在、土地台帳の写しは、行政証明として、「これは旧土地台帳の写しである。」旨の認証文を付して交付を受けることができる。これに対する手数料は無料である。

この取扱いは、土地台帳の閲覧についても同様である。

第7 地券制度

(1) 壬申地券



【図2-6-1 壬申地券】

六	此處へ印ヲシテ券状トシテシ					何千何百何圓	地 假	何處何郡何村何番地字何	甲 號
七						何拾何圓	地 租	一〇 耕地何反畝何拾何畝	
八	三					何年何月何日	地券授與年月日	耕地ナレハ〇印ノ處へ朱書ヲ以田畑ヲ區別スヘシ	
九	四					何郡何村	地主所籍		
十	五					何 某	地主姓名		

【図2-6-2 地券台帳】

- a 明治元年、明治政府は、封建領主の土地領有を廃止し、人民による土地の所持を認めた(明治元年行政官布告第1096号)後、土地売買の自由を認めた(明治5年太政官布告第50号)。
- b 明治4年、明治政府は、財政的基盤を確立する

ため、民有地を対象として地租を徴収することとし(明治4年太政官布告第682号)、地券発行地租収納規則(明治5年大蔵省無号達)を達して、旧幕時代に無税ないし税金が低廉であった城下町、宿場町等について地券(市街地券)を発行するとともに、地券大帳(台帳)を調製した。

- c 明治5年、年貢が課されていた田畑については、地所売買譲渡ニ付地券渡方規則(明治5年大蔵省達第25号)を達して、売買譲渡の都度、地券(郡村地券)を発行するとともに、地券大帳を調製した。その後、すべての土地について地券を発行することとした(明治5年大蔵省達第83号)。
- d これら地券は、地租改正事業によって発行された地券(改正地券)と区別して、壬申地券(【図2-6-1】)と称されている。

(2) 地租改正

- a 明治6年、明治政府は、地租改正法(上諭、地租改正条例(太政官布告第272号)、地租改正施行規則及び地方官心得書から成る。)を制定して地租改正事業を挙行し、この事業の過程で、従来の土地に対する複雑な封建的支配関係を廃止、整理し、従前の支配進退の実績に照らして官有地・民有地に区分するとともに、民有地についてはその所有者に対して改正地券を交付するとともに、地図及び地券台帳を整備した。

- b 地租改正事業は、大蔵省及び内務省の間に設置された地租改正事務局(明治8年3月太政官達第38号)によって、府県が実施する全国の地租改正事業を、一元的に指導・監督した。

明治維新時は、旧幕時代における封建的な土地所有関係が維持され、また、各藩によって種々の慣習があり、地域により土地利用関係が異なっていたため、地租改正事業に当たって、まず、封建的土地利用関係を近代的なものに整理するため、①村・字界及び飛地の整理、②所有者の整理・確定、③開墾地等の整理及び④社寺地の整理の作業を実施した。

地租改正事務局は、明治14年に廃止され、残務は大蔵省租税局に引き継がれた(明治14年6月30日太政官達第59号)。

- c 明治15年2月、参議兼大蔵卿松方正義から太

政大臣三条実美あて、全国の地租改正事業の概況を明らかにした地租改正報告書が提出された。この報告書によると、地租改正事業における地押丈量は、おおむね以下のとおりである。

郡村地の地押丈量は、最初に、土地の重複や脱落を防止するため、地押を実施し、小さい村は村単位、大きな村は字単位で、一筆の土地ごとに番号(地番のルーツ)を付した。

一筆地ごとの丈量は、人民が、十字法又は三斜法により行い、「畝杭」(字、番号(地番)、地目、反別(地積)、地主の姓名等を明記した杭)を建て、一筆地ごとにその形状を見取図に描画し、これを連合して一字限図及び一村限図を作成し、地引帳とともに、これらを管轄庁に提出した。

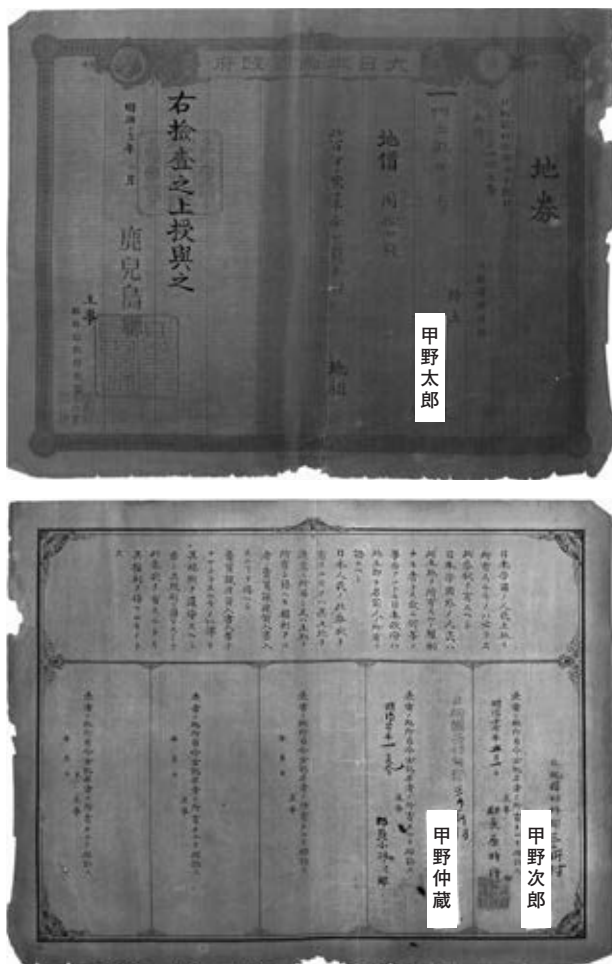
官吏が村に赴き、地主、総代人等の立会いの下で、畝杭と地引帳・地引絵図とを照合し、地番の重複あるいは脱漏の有無を確認(地押検査)し、次いで、丈量の検査(一字で3・4か所～5・6か所の抽出検査)を行い、人民申告の結果と比べて300歩につき10歩内外の差は認めた。

- d 市街地の地押丈量は、家屋が密集して、実測が困難であるため、まず、町全体の総坪数を概測した後に、一宅地ごとの丈量を実施し、これらの坪数を集計して、これと町全体の総坪数とが合致するか否かを検査する方法を採った。丈量検査の結果、100坪につき2坪までの差は認めた。

- e 山林・原野の地押丈量は、おおむね耕地の場合と同様であるが、深山幽谷あるいは柴草山等の曠漠な地域で容易に丈量することができない土地については、周囲の境界を詳記した上、周囲の距離を測り、おおよその地積を明かにすれば足り、また、一字一筆の土地については、当該字について適宜丈量すれば足りる取扱いであった。

- f 前掲地租改正報告書の第13款は、「各地人情及監修ノ異ナルヨリ作用上ニ於テハ少差ナク不能」として、「各府県地租改正紀要」と題し、各府県ごとの地租改正事の概要(63巻)を掲げている。これは、日本土地家屋調査士会連合会「土地境界基本実務Ⅲ—境界鑑定Ⅲ(地租改正報告)—」に掲載されている。各府県ごとの地租改正事業の概要については、同書が参考になる。

(3) 改正地券



【図2-6-3 改正地券】

- a 官吏の实地調査終了後は、既に交付済の壬申地券を一村ごとに取りまとめて、地価調書とともにこれを府県庁に送達させ、府県庁においては、この調書を点検し、地券(改正地券)を交付した。
- b 地券の発行された土地に売買、譲渡があった場合、当初は、その都度、地券を書き換える取扱いであったが、明治8年、改正地券交付後に売買譲渡等により地券の書換え申請があったときは、地券裏面に、「表書ノ地所今度某ヨリ(代価若干ニテ買得譲受)ニ付地券書換相渡モノ也」と朱書した(明治8年12月27日地租改正事務局乙第13号達)。

- c 明治12年、明治政府は、「自今其券状余白アルモノハ管轄庁ニ於テ其裏面ヘ確認ノ証ヲ記シテ下ケ渡スヘシ」(明治12年太政官布告第6号)とするとともに、その雛形を示した(明治12年2月12日太政官達第7号)。そして、前掲明治8年乙第13号達による取扱いを廃止する(明治12年3月3日地租改正事務局達乙第1号)とともに、今後製造する地券用紙の様式を定めた(明治12年3月28日地租改正事務局達乙第2号)。
- d 【図2-6-3】は、本件土地の地券であり、これは、前掲明治12年地租改正事務局達乙第2号の様式によるものである。

本件土地の地券は、明治15年3月に、「日向國臼杵郡三ヶ所村 三千七百四十五番 字鳥越 畑 五畝二三步」の土地として、「甲野太郎」に交付された(地券表書)。その後、「表書ノ地所自今右記名者ノ所有ヲ確認ス」として、明治17年5月1日付けをもって「甲野次郎」の、次いで、明治20年1月19日付けをもって「甲野仲蔵」の氏名がそれぞれ記載されている(地券裏書)。

したがって、本件土地の土地台帳上の最初の所有主(【図2-4-5】(本誌748号8ページ)参照)及び登記簿上の最初の所有権の登記名義人(【図2-3】(本誌747号8ページ)参照)は、いずれも「甲野仲蔵」となっている。

- e 地券は、地租改正事業の手段として考案されたもので、その役割は、主に①土地の所有権を証明すること及び②地租を把握することにあった。しかし、地券は、その役割のうち、①は登記法(明治19年法律第1号)の制定により、また、②は土地台帳規則(明治22年勅令第39号)の制定により、その存在意義を失なったため、明治22年法律第13号をもって廃止された。

なお、地券制度廃止後の地券は、その記載事項に変更がない場合は土地台帳謄本とみなされた(土地台帳規則(明治22年勅令第39号)5条)。

(次号へ続く)

第19回全国土地家屋調査士政治連盟定時大会



会場の様子

平成31年3月13日(水)、東京都千代田区平河町の都市センターホテルにおいて、全国土地家屋調査士政治連盟『第19回定時大会』が開催された。

大会には、役員21名、各土地家屋調査士政治連盟会長41名、代議員12名が出席し、来賓として日本土地家屋調査士会連合会から、岡田潤一郎会長、柳澤尚幸専務理事、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会から、榎原典夫会長、全調政連から、林千年顧問、加古幸平相談役、森廣幸相談役、阿部重雄相談役をお迎えし盛大に開催された。

初めに、横山会長が挨拶に立ち、定時大会が盛大に開催されることについて感謝の意を述べた。また、今まで大きな変化のなかった土地家屋調査士法の改正実現が間近に迫っているが他の法改正への動きは、民法改正や所有者不明土地問題と関連する相続登記について活発化しており、活用されるべき土地家屋調査士をその論議に加える必要性を述べた。さ

らに、入札問題についても急速な展開があったので今後期待をすることや今回の土地家屋調査士法改正後も法改正に対する取組は終わりではなく、土地家屋調査士法施行規則第29条を含めた法改正への活動の継続が必要である考えを示した。

今回、会長の職を辞するに当たって、これからの新会長はじめ役員や関係機関、関係者の方々による土地家屋調査士制度の発展のために尽くすことへの思いを披露し挨拶を結んだ。

続いて、岡田連合会長から挨拶があり、制度に理解のある国会議員の先生方が衆参与野党含め280名を超えることに至った政治連盟の日頃の活動への感謝を述べられ、最近の動きとして変則型登記解消に向けた法律上の措置に関する担当者骨子案が公表に対する日調連からのパブリックコメント提出の報告があった。

また、日調連の平成31年度事業方針大綱(案)を示しながら、全調政連との連動と連携を協力しながら行うことをお願いし、日調連の活動に取り組みた



横山会長



日調連岡田会長

いと意向が示された。

榊原全公連会長からは、全公連、各県協会への事業支援に感謝の意を表明。認可報酬額が撤廃された規制改革から10年以上経過した今日、その間、改革のリスクに疑問を投じなかったことを振り返り、関係団体と強調協力を進めることと、三会(日調連、全調政連、全公連)の連絡調整と協調に努力する考えを述べた。

次に、京都調政連の森井会長が議長に選出され、平成30年度活動報告を幹事長及び担当副会長等が行い、質疑応答の後、議場に諮ったところ異議なく了承された。

続いて議事に入り、第1号議案「平成30年度収入支出決算報告承認の件」が上程され、会計責任者が提案理由を説明し、監事が監査報告を行った。また、質疑応答の後、議場に諮ったところ原案のとおり承認された。

第2号議案「平成31年度運動方針(案)」及び第3号議案「平成31年度収入支出予算(案)」は一括上程され、幹事長が提案理由の説明を行った。質疑応答の後、議場に諮ったところ両議案ともに原案のとおり承認された。

第4号議案「役員選任の件」は担当副会長が説明し、役員選任の事務を行う役員選任管理委員会が選挙事務を行った。会長候補二名のため選挙を行った結果、椎名候補が会長に当選した。選挙の後、第4号議案「役員選任の件」が再上程され、会長以外の役員の選任につき承認を求めたところ、原案どおり承認された。引き続き、会長から指名された役員候補者について届出があり、届出のとおり承認された。

今年度の大会での会長候補者からの所信表明の中に土地家屋調査士制度の問題と目指すべき方向が伺

える。土地家屋調査士は国民にとって重要な働きをしており、その業務は公共性が高いが、その地位や活躍の場は見合ったものではない。一方、土地家屋調査士の能力は防災、減災、国土強靱化の観点から活躍する場は多大であり、土地家屋調査士が活用されないことによる国民の損失をなくし、活用されることによる利益に導くために関係各方面の理解の深化と関連する法の改正が急務である。

横山会長からの挨拶の中にあつたとおり、民法改正も含め法改正が検討されている「今」、日調連の豊富な情報を共に共有し、活動を連携しながら時期を失することのないよう行う必要がある。

定刻どおり大会が終了し、午後6時から懇親会が開催された。懇親会には、大会構成員のほか各党議員連盟所属の国会議員が約100名出席され、盛大に開催された。

初めに、全調政連の椎名新会長が挨拶し、続いて、山下貴司法務大臣、自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の塩崎恭久会長、公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会の高木陽介会長、国民民主党の玉木雄一郎代表、立憲民主党・土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の小川敏夫会長、葉梨康弘衆議院法務委員長が挨拶に立った。

その後も、大臣、副大臣、各党役員等要職を務める国会議員から次々に土地家屋調査士制度の推進を支援するスピーチがあり、出席した土地家屋調査士と国会議員との懇親は大いに深まり、午後8時閉会となった。

文責：全国土地家屋調査士政治連盟
副会長 神寶敏夫



全公連榊原会長



山下法務大臣

大阪会

『寄附講座の拡大に向けた大阪会の取り組みについて』

～令和元年秋冬学期に大阪大学法科大学院でも寄附講座(全15講)を実施します!!～

寄稿によせて

金子正俊(大阪土地家屋調査士会長)

私が大阪大学高等司法研究科の藤本教授と初めてお会いしたのは2年前の今時分です。

教授とは会務、業務とは関係のないところのご縁ですが、短い会話の中で大阪土地家屋調査士会(以下「大阪会」という。)が実施する出前授業・寄附講座に興味を持っていただいた様子でした。そして講座開講のお話をいただいたのが今年の4月です。

平成30年度は、外部の講師を招いての講座を3回予定されているということでしたが、今回は7月開講を私個人ではなく大阪会として受けさせていただくことにしました。また、「生きた法律講座」にしたいという講座の目的も一致し、総論的なことではなく実務的・具体的なことを主にする事で打合せを終了しました。

ここまでの段取りは私の仕事ですが、後は社会事業部に引き継ぐことにしました。

それでは、折角の寄稿の機会をいただきましたので、大阪会が実施する寄附講座について「これまで」と「これから」を併せてご報告いたします。

大阪会における寄附講座の歩み

山脇優子

大阪会が、初めて大学で寄附講座を開講したのは、平成14年のことです。

今から遡ること約20年前、大阪会が50周年記念誌を制作するに当たり、お世話になった学者の方々の中に、京都産業大学の村田博史教授(故人)がいらっしゃいました。当時の大阪会副会長の井畑先生と同じ高校の卒業生であったというご縁があり、井畑元副会長が、「不動産の表示に関する登記の重要性とそれに携わる土地家屋調査士という仕事の認知度の低さを何とか打開したい、未来を担う学生達に何とか学んでもらう機会がないだろうか。」というお話を

されたことが事の発端だと聞いています。村田教授も、不動産の表示に関する登記を専門とする学者が非常に少ないこと、学生にとっても学ぶ機会が少なく馴染みのない法であることを感じておられたので、「それでは何とか考えましょう。」

と言ってくださり、大学側とも折衝をいただき、最終的には4月から7月までの前期15時限で2単位が付与される正式な講座として開講することができたのです。大阪土地家屋調査士会が講座を寄附する形をとり、大阪土地家屋調査士会から講師を派遣することになりました。

この講座は、「土地家屋の調査と表示の登記」としてスタートしましたが、当初70名程度であった受講生は、年々増え続け、多い年は300名以上の学生が受講することになり、教室も大きな階段教室に変更されたのです。毎回の受講状況も成績に加味され、評価はレポートによりされるということも学生にとっては魅力であったことは否めませんが、受講後の感想には、「実務の話が聞けることや社会に出て職業に就くということが、どういうことかが分かって興味深かった。」というものが相当数ありましたので、単位が取りやすいだけが、受講生増加の理由ではなかったと思います。寄附講座とリンクする形でインターンシップ受入れも平成14年からスタートしました。

大阪会では、産学交流学術研究委員会を立ち上げ、寄附講座とインターンシップのバックアップをしました。その結果、関西大学、同志社大学でも順次開講し、京都産業大学は、京都会に引き継いだところでした。

これまでに、大阪会では、近畿大学で半期2単位の寄附講座を12年間継続し、近畿ブロックとして立命館大学に開講しております寄附講座にも講師を派遣してきたところでした。今回、縁あって、大阪大学法科大学院にて、講座を開講することになりました。その経緯は、正井社会事業部長、中島会員に後

述してもらいます。

表示登記や土地家屋調査士を知ってほしいというところからスタートした寄附講座ですが、広報のみならず社会貢献という大きな意義があると思います。そして、土地家屋調査士が、大学の教壇に立たせていただけるような信頼される職業であるということは、制度を維持する上で、非常に重要なことだと感じます。

私の場合、講師として派遣され、もう一度勉強することができましたし、希望あふれる学舎で、自らの初心を思い出すという嬉しい体験もできました。

大阪大学への道

中島幸広(前社会事業部長)

ある日、金子会長から「大阪大学高等司法研究科の藤本教授に連絡して、寄附講座についての打合せをしてください。」との指示があり、ま



さかいきなり今年度中に実施することはないであろうと甘く考え、藤本教授に連絡を取り、5月11日にお目に掛かり、打合せをしていると、実施日は既に7月5日(1回)と決定されており、思わず「ウソ!」と言いそうになるのをぐっとこらえ、打合せを終了し、「えらいことになってもうたぞ、準備期間は2か月もないし、講義する相手は法曹を目指す学生たち。どの程度のレベルの講義を期待しているのか?」等々ブツブツ言いながら帰路へ。

今更「無理!」ということもできず、部(社会事業部)に持ち帰って検討するしかなく、部会で経緯を説明し「俺がやるか?」(誰かが俺がやりますという発言を期待しつつ)と発言すると、ダチョウ倶楽部じゃあるまいし、「どうぞ、どうぞ」となり自分でやるということに決定。

さて、問題は何をやるかで、講義時間は1時間半しかなく、取りあえず「土地の境界」みたいなものでいこかと決め、ネタを練り、資料をあさり、準備をし、パワーポイントをあわててセットアップしたものの、まったく触ったこともなく、「これどうすんねん」状態が続き、四苦八苦しながらなんとか準備が完了しようとしているころ、藤本教授より「こんなポスターを作成しました。」とメールがあり、「かんべんして、プレッシャー掛けんといて」と思いつつ、準備完了。資料を大学にメールで送り、当日を待つのみとなった。

講義の当日は、激しい雨が降りしきる中、アシス

タント一人を伴い、藤本教授の元へ。そこで重大事件が発覚。教授に「資料は届いてますよね?」と確認すると、なんと届いていない。なんでも、「サーバーが攻撃を受けPDF等の添付されたメールははじくこともある。」とのこと、講義直前において資料がまったく印刷されておらず、滝のような汗。急ぎよ、持参したUSBメモリを事務職員の方に渡して印刷をお願いし、気を取り直して教室へ。

教室へ着くと、一難去ってまた一難。パソコンがパワーポイントを映し出すスクリーンの裏に位置しており、教卓との間をウロウロする破目に。

定刻になり、講義を開始したのはよかったが、パワーポイントの操作に不慣れなためイライラしていたところ、藤本教授により、パワーポイント操作の助け舟。さらにはしばらくすると、印刷された資料が到着、段ボール箱に大量の資料の山。そのころ緊張も解けた講師、アシスタントに「それちゃう、こっちや」・「はよせ」と指示。かわいそうなアシスタントは学生の手も借りて汗だくになりながら、資料の配布を終了。

その後は本来の調子を取り戻して、無我夢中のうちに1時間半の講義が終了。藤本教授よりお褒めの言葉をいただくも、あんなんでよかったのか、学生に理解してもらったのか、反省しきりで大学を後にしたのであった。その後、アシスタントと二人で夜遅くまで「反省会」と相成った。

大阪大学寄附講座が実現するまで

正井利明(社会事業部長)

中島前社会事業部長が講師を務めた単発(1講限りで7月5日に実施)の寄附講座が第1幕目だったとするならば、第2幕の始まりは、その寄附講座実施のお礼を兼ねた表敬訪問でした。平成30年11月2日、大阪大学の豊中(待兼山)キャンパスに、高等司法研究科所の藤本利一教授の研究室を、金子会長と私を含めた理事2名の合計3名で訪ねたのです。

その時に、藤本教授は、「実務を知らないで法曹入りするというようなことは是非とも避けたいと強く考えており、実務家である現役の土地家屋調査士が教鞭



大阪大学藤本教授と金子会長

を振るう寄附講座のような講義は、不可欠であると考えている。本格的な実施に向けて最大限の努力をしたい。」とおっしゃってくださったものの、自分として

は、「大いに興味は持っていただいているが、このタイミングで次年度の実施はさすがに難しいかも…」と内心思ったことを今でも覚えています。その後、他大学における過去のシラバス請求等はあったものの具体的な進展はなく、「やはり無理だったかな?」と思っていました。

それから1か月ばかり経過した12月6日の夕方に、再度藤本教授から私宛にメールが送られてきました。「15回分のシラバスを作っていただくことは可能か?」「期限はカリキュラム評価委員会が次に開催される予定の(平成31年)1月10日…」と書いてあるではありませんか!!!しかもその理由が「…担当者が不明であること、また、学部ではなく法科大学院のレベルに耐える授業ができるか(不明であること)…」ということで、先ほどの「(大阪大学法科大学院向けの)シラバスを作ってほしい…」に結び付くわけです。このメールを読んで、藤本教授が言葉どおりに次年度の寄附講座実施のために最大限の努力をさせていただいていたことを初めて理解しました。これにどう応えるべきか。残された期間はほぼ1か月のみで、「法科大学院レベルの講義」を「15講」企画しなくてはなりません。「あらあらまあまあ、これは大変。」ですが、タイトなスケジュールは日常業務でもよくあること。躊躇している時間すら惜しい状況でしたので、「なるようになる(はず)」ということできさっそく着手することにしたのでした。

さて、大阪会の内部事情としまして、前期は寄附講座を専門に担当する「産学交流学術研究委員会」が組織されていましたが、今期はその委員会が組織されずに社会事業部員(6名)がその役割を担当しておりました。今期は従来から実施している近畿大学法学部での寄附講座(15講)に加えて、大阪工業大学デザイン工学科でも3講の寄附講座の実現しており、既に余力のない状況でしたので、社会事業部員だけでなく一般会員にも応援を頼まざるを得ませんでした。「さて、誰が適任者か?」これまで私も寄附講座には結構「深入り」している人間でしたが、

真っ先に頭に思い浮かんだのは山脇優子会員の名前でした。「ゆうこりん、お願い!! <(_ _)>」

それからの約1か月間はてんやわんやの大騒ぎ状態となりましたが、山脇会員の底力がいかに発揮され、シラバスの素案作成、講師の人選、細部の作りこみを無事に終え、1月10日の締切りぎりぎりに何とか間に合わせることができました~!そしてこの努力の甲斐あってか、数日後には「無事にカリキュラム評価委員会の審査を通過した」との嬉しい報告メールを藤本教授からいただくことができたのです。「やったー!\(^o^)/」

タイミング的には「何もこんな時期に話をいただくかなくても…」と思うようなこともありましたが、蓋を開けてみると、ちょうど編成中であった予算案にもこの新規の講座実施に必要なであろう費用をしっかりと組み込むこともできました。まったく「災い転じて…」でした。この寄附講座実施の最終的な可否については5月末の総会後に編成される次期の執行部の判断に委ねるとしても、このようにしてその下準備をしっかりと整えることはできました。

大阪大学のホームページで公開されているシラバスによりますと、大阪大学法科大学院での寄附講座は令和元年度(2019年度)秋冬学期の水曜日の第6限目に実施が予定されています。ここ大阪の地において、その最高学府とされる大阪大学のしかもその中でも、法科大学院において寄附講座が実施できるということは大変名誉なことであると思います。しかるに「終わり良ければ総て良し。」と胸を張って言えるように、これからも実施に向けた準備を更に進めていきたいと考えています。

文末ではありますが、最初のきっかけを作っていた金子会長、そのきっかけをしっかりと芽吹かせてくれた中島前社会事業部長、そしてそれを大きく育ててくれた山脇会員、さらにはこれまで寄附講座に関する様々な蓄積を残してくれた諸先輩方に心から感謝したいと思います。本当にありがとうございます。

山形会 『天童南部小学校で出前授業』

山形県土地家屋調査士会 北村山支部 淀川 善浩

平成30年11月6日、今年も広報活動の一環として、天童市の天童南部小学校にて出前授業を行うことになりました。ただ、季節的にも雨にならないかと、いろいろ気になる時期ではありますが、学校の都合

等で予備日なしの一発勝負となりました。

お昼過ぎに小雨の中、授業の準備を開始し、今年初の試みで歩測による距離測定を行ってもらう予定で、スタートラインを設け、そこから子どもたちに



15mを歩測で測量してもらう段取りや例年どおりのトータルステーションの設置、メインの平板の設置をして準備が整った時点で授業開始を待ちます。

授業開始前に学校側から、子どもたちの体調を考慮し寒さや雨の状況等によっては、子どもたちは途中でグラウンドを離れ、教室へ戻りますとのことでした。そこで、せっかく準備したのですが、寒さと小雨の状況を踏まえ、歩測による距離測定とトータルステーションをキャンセルし、校章をグラウンドに描く平板測量を子どもたちにやってもらうことにしました。

土地家屋調査士の方々は、各班に2名ずつ付いて、子どもたちに教えながら手伝いをしました。あと平板測量に慣れた方々には全体を回っていただき、操作始動を行ってもらいました。

実際には、最初に何をどうするかを教えます。子どもたちに、興味を持ってもらうのが一番の目的です。子どもたちの役割は、アリダードを覗く子、ポールを持つ子、メジャー先端を持つ子、メジャーの目盛りを合わせる子、杭(測量ピン)を打つ子、五つの役割分担で次々交代します。「アリダードの視準孔から視準糸を見、先のポールを動かし、一直線上に揃えます。」と言って、自分がお手本で覗いて見ましたが、老眼のために非常に合わせにくいものでした。



次に、三角スケール(250分の1)の数字を読みメジャーを持っている子に伝えます。後は、次々役を代えながら子どもたちが自発的にやっていました。その姿を見て頼もしく感心しました。

授業開始から20分ほど時間がたった頃、やはり危惧していたとおり、寒さと雨により子どもたちは教室に戻りました。

山形会長・副会長(広報部長)と今回授業担当の私たちで子どもたちからの色々な質問に答える授業へ変更となりました。山形会長による、子どもたちへの土地家屋調査士の仕事内容と、最新のGPSやドローンによる測量もあることなど、カーナビゲーションの例を用いながら説明しました。少しでも土地家屋調査士を理解してもらえたかと思います。

その頃、グラウンドでは雨の中お手伝いの会員の方々が校章を完成すべく作業してもらいました。グラウンドに描かれた校章を子どもたちに見てもらいました。その時、口々に「わっ、大きい。」と大きな声を出して感動していました。

最後に、寒さや雨にたたられました子どもたちからの感想とお礼の言葉をいただき、無事終わることができ安堵しました。

今回ご協力いただいた小学校の先生方、また、開催に尽力をいただいた岩井理事に深く感謝いたします。また今回も、忙しい中駆け付けてくださった、総勢19名の土地家屋調査士会員の皆様、ありがとうございました。

広報部の広報活動として、今年もメディアに取り上げられ、新聞にも掲載されたほかテレビでも放送され、大変大きな効果があったと思います。他に土地家屋調査士という仕事をもっと理解していただくために中高生向けの出前授業などを行っていきたくと企画検討中です。



地籍シンポジウム in 滋賀 2019

『地理から学べ!』～まち・ひと・しごと～ 地方創生

平成31年2月7日に滋賀県栗東市の栗東芸術文化会館さきらにて滋賀県土地家屋調査士会主催の「地籍シンポジウム in 滋賀2019『地理から学べ!』～まち・ひと・しごと～ 地方創生」が開催されました。

滋賀県土地家屋調査士会では、平成7年の阪神・淡路大震災を契機として、これまで10数年にわたり「地籍」に関わるテーマを掲げてシンポジウムを開催されておられます。本年は、地方における人口減少が進むことが予測される中で、不動産を始めとする地域における資産を荒廃させないために、地理的・歴史的観点から、滋賀県の置かれている状況を洗い出し、現在と未来の地方創生につなげるために今回のシンポジウムが行われました。

さて、開催地の栗東市は「りっとうし」と読みます。JRAのトレーニングセンターがあるので、競馬好きな人には有名な場所ですが、そうでない人はなかなか読めない難読地名です。ちなみに私は「宍粟市」や「匝瑳市」も読めませんでした。

今回のシンポジウムは、二部構成で開催されており、第一部は代々木ゼミナール地理講師の宮路秀作先生を講師に、～地理的要因から発生する諸問題～と題して、地理的・歴史的観点からの講義を、第二部はコーディネーターに第一部の講師の宮路秀作氏、パネリストを異なる分野からセレクトし、若手の行政代表として、草津市環境経済部商工観光労政課産業労政係長 河原健一氏、米原市地域振興部米原近江地域協働課主任 鹿取顕崇氏、企業経営者として、おごと温泉びわ湖花街道 代表取締役 佐藤祐子氏、地域の代表としてラジオパーソナリティーの鈴木みちる氏を交えてのパネルディスカッションとなります。

第一部の講師の宮路氏は代々木ゼミナールにて2008年から生徒アンケート1位の人気講師ですが、予備校の講師になられる前は日刊スポーツの競馬担当の記者だったとのことで、栗東とは浅からぬご縁をお持ちとのこと。2017年に「経済は地理から学べ! (ダイヤモンド社・累計発行部数6万部)」を上梓されておられます。一般の方も対象にしたシンポジウムであるため、土地家屋調査士の業務に直結するような内容の講義ではありませんでしたが、かつて19世紀に新潟県が人口日本一であったことを引き合いに、人間は平野に集まる→新潟は川が運ん



だ土が堆積した平野→地盤が強くないので城がない、等の様々な地理の興味深いお話をされました。

第二部のパネルディスカッションでは、現在の滋賀県が抱える問題について、様々な立場からの議論が交わされました。県の中心に県全体の面積の6分の1を占める巨大な湖があるがために、県が東西南北に分断されており、各地域同士の交流が少なくなっている反面、各地域が独自の文化や気質を育て、多様性へとつながっていますが、多様性のために県全体としてはまとめることができなくなっています。とはいえ、滋賀県といえば琵琶湖が中心となっており、断絶の原因ではありますが、滋賀県民の統一したシンボルともなっています。パネルディスカッションでは滋賀県内の問題を扱っていたこともあり、他県民には分からないこともありましたが、人口減少問題、空き家問題に関しても話し合われており、地域のことを考える良い機会になったかと思います。

ややもすれば、我々は土地家屋調査士ということで自らの業務に関する社会問題にしか目を向けない傾向があるかもしれませんが、今回のシンポジウムのように多角的な目線をもって物事を俯瞰することも必要であると感じました。ちなみに「急がば回れ」は琵琶湖が語源って知ってました?

広報部理事 東良憲(奈良会)

民事司法改革シンポジウム

民事司法改革の新たな潮流 ～実務をどう変えるべきか～

主催：日本弁護士連合会
日時：平成31年3月23日(土) 13:00～16:00
会場：弁護士会館2階講堂「クレオ」

開会挨拶として、日本弁護士連合会会長の菊地裕太郎氏が登壇されました。ここ最近の世の中の傾向としてグローバル化とデジタル化の進展を上げられました。特に知的財産関係ではグローバル化の波が押し寄せており、国際私法の分野が避けて通れない状況になっているとのこと。また、デジタル化の面では諸外国に比べて裁判のIT化が遅れており、判例のデジタル化も進んでいないことを憂えておられました。

第1部 基調報告 「我が国の民事司法の実状」

講師：菅原郁夫(早稲田大学大学院法務研究科教授)

司法統計年表などにより、地裁第1審議通常事件の平均審理期間では、2008、2009年までは短縮傾向にあったものの、その後長期化していることが伺われる。また弁護士数は右肩上がりであり代理率も上がっているが、事件数は増えていないことが分かる。これは、これは好景気のときは訴訟外で処理されているのではないかと考察されていた。

訴訟制度に対する利用者の評価を実証的に把握するために2000年に「民事訴訟利用者調査」が実施された。その後5年おきに同様のアンケート調査が実施され、利用者の視点から実状が客観的に判断できるデータとなっている。

データはグラフ化され、その傾向がよく分かる。改善された点として、少額の訴訟や自然人の代理率が上がっている、法テラスの利用率が上がっている、弁護士等への早期の相談などが提示された。反対に評価が停滞あるいは低下している分野として、民事裁判制度についての満足度や再利用については後ろ

民事司法改革シンポジウム
民事司法改革の新たな潮流
～実務をどう変えるべきか～

日時 | 2019年3月23日(土) 13:00～16:00
会場 | 弁護士会館2階講堂「クレオ」(東京都千代田区霞が関1-1-3 東京外信ビル5階(西11出口直結))

第1部 基調報告・特別報告 参加無料・申込不要

「我が国の民事司法の実状」 菅原郁夫 (早稲田大学大学院法務研究科教授)
「権利を守る 知財訴訟を目的して」 宗俣直子 (特許庁長官)

第2部 パネルディスカッション
「利用者の視点から実務の課題と解決策を議論する」

レギュラー
有田芳子 (土曜堂代表取締役社長)
窪田亮見 (神戸大学大学院法学研究科教授)
長谷川雅巳 (日本経済評論家協会代表理事)

コーディネーター
出井直樹 (日本経済評論家協会副代表)

三木浩一 (慶應義塾大学大学院法務研究科教授)
安國康志 (元日本経済新聞社論説委員、元法テラス理事)
小林元治 (日本経済評論家協会副代表理事)

主催：日本弁護士連合会
内閣府 司法制度改革推進委員会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会
東京弁護士会連合会 民事司法を利用しやすくする懇話会
お問い合わせ 日本弁護士連合会法制第一課 TEL:03-3580-9882

向き意見が増加傾向のようである。さらに利用者の属性ごとの分析では、大企業ほど満足度や再利用希望は高く、小規模企業や自然人では低い傾向が見られた。また他者に推奨するかの項目では、属性に関係なく同程度の結果となっている。これについて、大企業と自然人などでは考え方や経験値が影響しているのではないかとのことである。いずれにしても、大企業であっても民事裁判制度に対する評価は十分なものではなく、ましてや初めての人には改革の実感がないのではないかと、今後視点を変えて改革を進める必要があるのではないかと締めくくられた。

特別報告

「技術を守る知財訴訟を目指して」

講師：宗像直子(特許庁長官)

まず、知的財産権をめぐる近年の状況を説明された。特に隣国中国では賠償額の高額化が見られ、2014年には知財法廷を新設し裁判所を強化しており、また電子化が進んで判例の検索なども容易になっているという。韓国においても制度強化が図られているそうである。ここ日本では、国民性もあってか特許権を訴訟で争うことをためらう傾向にあり、十分に権利が守られていないケースがあるようである。そこでこの4月に特許法などが改正となった。

特許侵害の特殊性として、①「侵害が容易」、②「立証が困難」、③「侵害を押しにくい」の三つを上げられた。②の「立証が困難」に対処するため査証制度(専門家による現地調査)が設けられた。侵害行為を立証しやすくするとともに、要件を厳格化し被疑侵害者の負担軽減、秘密保護に配慮した内容となっている。③の「侵害を押しにくい」の対策としては、損害賠償の内容を見直している。従前の内容は権利者の生産・販売能力の範囲内でのみ損害額が認められていた。これでは権利者が中小・ベンチャー企業などの場合、十分な賠償が得られない。そこで、ライセンス料相当額についても賠償を認め、侵害の抑止、権利者の救済を図る内容となっている。

これら以外にも協議中の案件があり、特許によって大切な技術をしっかり守れるように、より改善していくと報告された。

第2部 パネルディスカッション 「利用者の視点から実務の課題と解決策を議論する」

パネリスト

有田芳子(主婦連合会会長)

窪田充見(神戸大学大学院法学研究科教授)

長谷川雅巳

(日本経済団体連合会 ソーシャル・コミュニケーション本部長)

三木浩一(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

安岡崇志

(元日本経済新聞社論説委員・元法テラス理事)

小林元治

(日弁連民事司法改革総合推進本部本部長代行・東京弁護士会)

コーディネーター

出井直樹

(日弁連民事司法改革総合推進本部副本部長・第二東京弁護士会)

最初にこのパネルディスカッションの趣旨説明が、出井直樹コーディネーターからあった。2013年の「民事司法を利用しやすくする懇談会」、2018年の「民事司法改革グランドデザイン」の続編としての位置づけであること。①「司法アクセス」、②「情報証拠収集」、③「損害賠償」に重点をおいて議論していただきたい旨説明された。

① 司法アクセス

元法テラス理事である安岡崇志氏からは、潜在的なニーズが多いわりに、裁判などの利用が少ない現状が感じられる。東日本大震災の被災者を対象にした法テラス震災特例法でも無料相談は5万件あったものが、訴訟代理など以降の手続では200件となる現状がある。これは、訴訟代理など等に要する費用については立替え等の援助であり、負担が大きいためと思われる。法律扶助制度も実質は互助制度であり、利用者側から見れば敷居を高くしている。本気で司法アクセスの拡充を望むのであれば、費用の定額制などを勧めたい。と発言された。

主婦連合会会長の有田芳子氏からは、自身の経験から2001年当時と一部は改善したように思うが、あまり実感がない。いろいろな相談者の方を弁護士の方に紹介することもあるが、相談者との信頼関係を築けない弁護士の方も見える。ITについても利便性は理解できるが、情報漏洩も心配であるため、慎重に進めてもらいたいと注文があった。

日本経済団体連合会の長谷川雅巳氏は、立場上、司法アクセスについて問題は感じていないという。司法に求めるものは透明性の確保と質の高いリーガルサービスの低廉化とのことである。

日弁連の小林元治氏は、現状、相談まで受益者負担であり、G7のうち償還制をとっているのは日本だけである。支払い能力のないDV、虐待被害者へ

の代理援助の支援もない状態で、この辺りの改革が必要だと訴えられた。

② 情報証拠収集

慶應義塾大学大学院の三木浩一氏は、証拠の中でも情報が重要である。制度を拡充させることにより、真実に基づいた判決、審理の迅速化、和解の促進にも寄与する。現在の日本の証拠収集は民事訴訟法の考え方に依っている。裁判に必要な証拠を請求する方式なので、審理が進まないと何を請求できるのかわからない。アメリカにはデポジション(deposition)という制度がある。こちらは、包括的に証拠収集するので早い段階で見通しが付きやすく、情報証拠に基づいているので双方が納得しやすいという特徴がある。いわば日本は金魚すくい型でアメリカは地引網型といえるのではないかと思う。日本もこのデポジションを参考にするとよいのではないかと提言された。

それに対し、日弁連の小林元治氏は一定の理解を示しつつ、大幅な変更は問題が大きい。民事訴訟法第220条の文書提出命令の中にある除外理由を変えるだけでも、効果があるのではと付け加えられた。

③ 損害賠償

神戸大学大学院の窪田充見氏からは、前提条件として損害賠償は、損害の賠償であって制裁のための賠償であってはならないと注意喚起があった。そうはいっても控えめな算定がされていると感じる。いろいろな視点からの損害の算定がされるべきと意見された。

元法テラス理事の安岡崇志氏からは、特に名誉棄損の損害賠償額が低すぎると思うと感想を述べられ、不法行為抑止のためにも算定の方法の見直しが

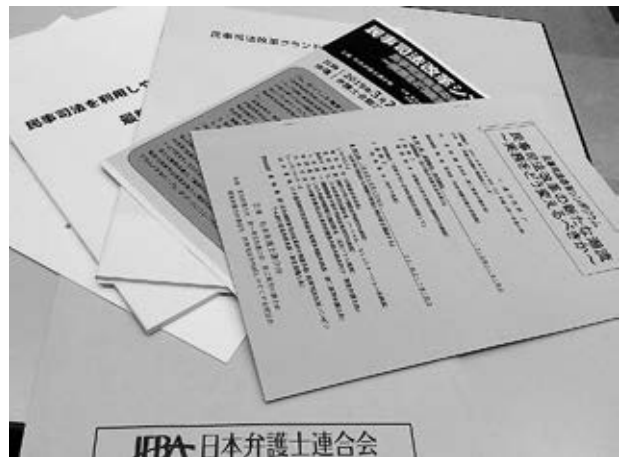
必要なのではないかと同調された。

日弁連の小林元治氏は、実損填補は低すぎる。知財では抑止的な改正ではないが、侵害者が得た利益は吐き出させるべきだと思うと持論を述べられた。

最後に

恥ずかしながら、民事司法改革という言葉自体を知りませんでした。今回のシンポジウムで、民事司法の現状・問題点、また弁護士会連合会の取組などがよく分かりました。同じ事柄でもそれぞれの立ち位置で感じ方が違ったり、解決に向けての方向性が違ったりと難しい問題だと感じました。しかし、我々士業は国民の信頼に応えることが使命であることを常に意識すれば、おのずと方向性は見えてくると思います。広く意見を聞くことが、いかに大切かということが分かるシンポジウムでした。

広報員 中嶋 茂(愛知会)



セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の発行について

2014年(平成26年)10月30日からセコムトラストシステムズ株式会社が運営する認証局において、土地家屋調査士電子証明書(以下「電子証明書」という。)の発行を開始しておりますが、同認証局から発行している電子証明書の有効期間は、発行日から5年となっており、2019年10月末から順次有効期間満了を迎えることとなります。

つきましては、電子証明書の発行は、次の要領で発行する予定となっておりますのでお知らせします。

なお、土地家屋調査士法人の電子証明書(商業登記電子証明書)は、登記所において発行しておりますので、詳しくは主たる事務所を管轄する登記所にお問合せください。

(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/GLANCE/glance.html>)

1 有効期間満了に伴う電子証明書の発行

電子証明書は2019年10月末から順次有効期間満了を迎えることとなります。有効な電子証明書を保有している会員には、次の要領で新しい電子証明書を発行することとしております。

現在保有している有効な電子証明書の有効期間を延長するものではありません。

(1) 有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類の送付

電子証明書の有効期間満了の約3か月前をめぐり有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類を土地家屋調査士名簿に登録されている事務所所在地に簡易書留で送付します。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、連合会へ返送願います。

連合会ウェブサイトから利用申込書配布希望の申請は行わないでください。

(2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は連合会から当該会員に連絡をします。

(3) 発行時期

電子証明書有効期間満了の約1か月前をめぐり、2019年10月1日から発行手続を行います。2019年9月から2020年1月は発行事務の集中が予想されることから、有効期間満了直前にお申込みいただきますと、有効期間満了までに新しい電子証明書の発行ができない場合もあります。電子証明書利用申込書類が届きましたら、お早めにお申込みいただきますようご協力をお願いいたします。

電子証明書の発行日を指定することはできません。

(4) 発行負担金

12,100円(税込)

(5) その他

- ① 新しい電子証明書が発行されても、それまで使用していた電子証明書は有効期間満了まで使用することができます。
- ② 新しく発行する電子証明書は、現在使用している電子証明書と同じファイル名(PINコードは異なります。)となりますので、取扱いにはご注意ください。
- ③ 有効期間満了の電子証明書のファイルを削除する場合は、誤って新しい電子証明書のファイルを削除しないようご注意ください。

2 新規に発行する電子証明書

2019年9月から2020年1月にかけて、有効期間満了に伴う電子証明書の発行事務が集中しますので、この時期のお申込みは通常よりも大幅に時間が掛かる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

(1) 電子証明書利用申込書類の送付

連合会ウェブサイト (<https://www.chosashi.or.jp/members/repository/>) からお申込みいただきますと、電子証明書利用申込書類を簡易書留で送付します。お申込みをしてから到着までは、5～7日程度が目安となります。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、連合会へ返送願います。

(2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は連合会から当該会員に連絡をします。

利用申込書類の審査に合格した会員につきましては、審査の状況の連絡はいたしません。

(3) 発行時期

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

不備のない書類の場合、連合会に到着してから発行までは、1～2週間程度が目安となります。

電子証明書の発行日を指定することはできません。

(4) 発行負担金

利用申込書類が送付される消印の日付によって発行負担金が異なりますので、入金額にご注意ください。

11,880円(税込)

※2019年9月30日までの消印で連合会に到着した場合

12,100円(税込)

※2019年10月1日以降の消印で連合会に到着した場合

3 留意事項

(1) 電子証明書発行に係る審査

土地家屋調査士名簿と住民票の写しに記載されている住所が異なる場合は、電子証明書を発行することができません。異なる場合は、必要に応じて所属する土地家屋調査士会に土地家屋調査士登録事項変更届出書等の提出をお願いします。

また、電子証明書が発行されると、電子証明書をダウンロードするのに必要な書類が住民票の写しに記載されている住所に本人限定受取郵便(基本型)で送付されます。

住民票の写しに記載されている住所で郵便局から本人限定受取郵便の到着通知書が配達されない場合や、郵便局の指示に従わなかったり、本人限定郵便を受け取る際に提示した身分証明書の住所が本人限定郵便の宛先と異なることで、郵便局から受渡しを拒否されたなどの場合は、連合会では対応しかねますので、ご了承ください。

(2) XML署名ツール

図面ファイル(XML/TIFF)に電子署名するための「XML署名ツール」を連合会ウェブサイトの会員の広場で公開しています。

2018年(平成30年)8月17日に公開したバージョンから、登記所が発行した土地家屋調査士法人の電子証明書(商業登記電子証明書)を用いて電子署名できるようになりました。これまで図面ファイルに署名するために、個人の電子証明書を取得していた土地家屋調査士法人におかれましては、セコムトラストシステムズ(株)が発行する電子証明書を取得する必要はありません。

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



4月16日
～5月15日

今年も新緑の映える季節とともに、全国の単位会総会の時期を迎えた。できるだけ多くの単位会にお邪魔をし、できるだけ多くの方々の話に耳を傾け、できるだけ多くの事項をお伝えしたいのが偽らざる心境である。

また、各地の法務局長さんや士業団体の役員さん等とも、たくさんの意見交換や情報交換ができる場でもあり、私自身は単位会の総会巡行を楽しんでいる。そして、各地の慣習や食文化も体感できる機会の多さを考えると、巡礼と表現した方が適切かもしれない。

4月

18日 日本弁護士連合会 会長・副会長就任披露宴
日弁連の菊地会長には、様々な場面でご一緒させていただいており、なにかとお世話になってきたところである。今般の役員改選でも会長として続投されることとなり、新しく就任された13名の副会長方々を中心にお披露目が開催され、柳澤専務理事と共に出席し日頃のご厚情にお礼をお伝えした。

19日 全調政連 第1回懇談会
全国土地家屋調査士政治連盟の執行部が、3月の定時大会において刷新されたこともあり、懇談会に参加させていただき、従来からの連携と連動について確認すると同時に、多くの皆さんからの連合会への期待と希望を伺った。

22日 田中和徳衆議院議員等との面談
神奈川県川崎市を地盤に活動されている田中和徳議員との懇談会に、菅原副会長・小野副会長、柳澤専務理事と共に臨む。この日は全国測量設計業協会連合会(全測連)との協議会という形態を田中議員の音頭取りで開催いただいた。全測連の野瀬会長とは私自身、プライベートなお付き合いも含めて何かと懇意

にさせていただいており、地籍調査事業に関する相互協力の話など、田中議員からのアドバイスもお聞きしつつ、終始前向きな議論を展開した。

23日 第2回法制審議会民法・不動産登記法部会
2回目の法制審議会に臨む。この日は「土地所有権の放棄」と「共有制度の見直し」を中心に幹事の先生方、委員の先生方と議論を行う。私たち土地家屋調査士の業務にも大いに関連する内容であり、私からは、現場と国民の声として、土地所有権の放棄時における物理的範囲(境界)を確定する必要性や共有状態における「管理者選任制度」の有用性等に関して意見を申し上げた。13時から始まって18時前まで、実に中身の濃い議論であり、日本の民事基本法を改正するのに必要なエネルギー量の膨大さを痛感した。

24日 法務省民事局民事第二課との令和元年度第1回打合せ
年度初めに法務省の民事第二課と連合会において、共通課題を認識し合う目的で始まった当協議会も7回目となる。連合会からは、全ての副会長、柳澤専務理事、佐藤常任理事、鈴木常任理事が参加し、全国の土地家屋調査士が安心して業務に臨める環境整備を念頭に、昨年度の総括からの対応状況、本年度の対応課題と時期の確認等を行った。

24日、25日 第1回理事会
現執行部としては、最後の理事会を招集。あっという間の2年間であったが、各自6月の総会終了時まで各々の持ち場と立ち場で全力投球をお願いするとともに、2年間の協力に対して感謝を申し上げた。なお、今理事会に上程した総会に付すべき事項は全て承認された。これからいよいよ、定時総会に向けて走り切るのである。

25日 第2回監査会(会計監査)
加藤監事、針本監事、新村監事において最終の監査を行った後、平成30年度の監査報告を受ける。監事の先生方からは、厳しくも温かい意見をいただいた。今後の会務運営に活かしていくことこそが重要である。



4月

16日、17日

第1回社会事業部会

<協議事項>

- 1 法務省不動産登記法第14条地図作成作業規程解説書について
- 2 地籍整備推進調査費補助金事業の測定の精度の事前確認について
- 3 今後の日本土地家屋調査士会連合会ADRセンターの活動方針について
- 4 平成31年度の社会事業部における課題についての法務省民事局民事第二課との打合せ内容について
- 5 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に関する説明会について
- 6 平成30年度事業経過報告について
- 7 平成31年度事業計画(案)説明要旨について

17日

第1回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第14回土地家屋調査士特別研修について
- 2 第15回土地家屋調査士特別研修について

22日

第1回ミャンマー土地登録法制調査研究PT会議

24日、25日

第1回理事会

<審議事項>

- 1 令和元年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について

- 2 平成30年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について
- 3 中央実施型の新人研修の実施について
- 4 令和元年度事業方針大綱(案)及び同事業計画(案)について
- 5 令和元年度一般会計及び同特別会計収入支出予算(案)について
- 6 第76回定時総会提出議案について
- 7 事務局次長及び課長の人事について

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業について
- 2 全国国民年金基金との契約について
- 3 土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成について
- 4 土地家屋調査士会における筆界調査委員の推薦基準に関するアンケートについて
- 5 第76回定時総会の対応について

第1回理事会における業務執行状況の監査

25日

第2回監査会(会計監査)

5月

8日

第2回ミャンマー土地登録法制調査研究PT会議



土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

平成31年4月1日付

東京 8100 秦 篤彦
 東京 8101 安田 篤史
 東京 8102 長岡 一廣
 東京 8103 國松偉公子
 神奈川 3105 豊田 誠
 神奈川 3106 昆 幸三
 神奈川 3107 白石 浩
 神奈川 3108 難波 孝
 埼玉 2678 大住 英彦
 埼玉 2679 前田 将
 千葉 2205 佐藤 三郎
 千葉 2206 渡邊 和明
 千葉 2207 勝間田篤志
 茨城 1467 打越 崇浩
 茨城 1468 佐藤 郁也
 茨城 1469 横田 広克
 茨城 1470 飯田 康夫
 茨城 1471 松本 貴行
 静岡 1818 宮島 隼
 静岡 1819 遠藤 悟
 静岡 1820 稲葉 洋行
 長野 2605 飯森 政幸
 新潟 2225 梅山 陽介
 大阪 3360 太田 雄也
 大阪 3361 森知 哲也
 大阪 3362 古谷 崇
 京都 912 渡邊 祐太
 京都 913 中川 康明
 京都 914 山村 文彦
 兵庫 2516 後藤 和喜
 兵庫 2517 木田 琢也
 愛知 2995 青井 純一
 愛知 2996 三尾 翔平
 愛知 2997 村上 尚大
 愛知 2998 齋藤 伸仁
 三重 902 溝端 寛
 三重 903 脇 昭博
 福井 449 向野 博樹
 石川 676 谷内 正近
 石川 677 西岡 正則
 石川 678 上出 秀樹
 富山 527 石井 徹
 広島 1897 島田 尚治
 広島 1898 藤岡 浩司

広島 1899 河村 雅之
 山口 981 清水 皓太
 福岡 2334 菅野 崇
 福岡 2335 初村 リエ
 大分 845 小田 大祐
 熊本 1216 清崎 貴之
 宮崎 811 津貫 嗣宝
 沖縄 511 比嘉 常博
 沖縄 512 山入端 淳
 沖縄 513 澤田 和幸
 宮城 1045 松田 拓馬
 山形 1245 前田 潤一
 岩手 1166 佐藤 敏明
 札幌 1212 平 星児
 旭川 303 辻 洋太
 釧路 352 下川部清美

平成31年4月10日付

東京 8106 蒲原 智哉
 東京 8107 川口 侑記
 神奈川 3109 曾根 昇
 神奈川 3110 大平孝次朗
 埼玉 2680 佐藤 恭孝
 埼玉 2681 柴崎 望
 茨城 1472 伊藤 龍一
 山梨 413 坂本 雅仁
 兵庫 2518 櫻井亜弥子
 愛知 2999 都築 更
 愛知 3000 宮澤 幸男
 愛知 3001 伊藤 寿浩
 岐阜 1297 小池 高志
 広島 1900 織田 環
 福岡 2336 西田 佑介
 福岡 2337 白水 良
 福岡 2338 小野 貴裕
 佐賀 556 大久保澄人
 青森 778 本間 貴志

平成31年4月22日付

神奈川 3111 今井 真樹
 千葉 2209 麻生 庸平
 栃木 944 矢口 浩史
 群馬 1076 飯野 貴之
 長野 2606 田村 文
 愛知 3002 梶原まり子
 富山 528 柴野 裕一
 広島 1901 平田 祐介

岡山 1403 渡邊 主季
 福岡 2339 西田 慶明
 大分 846 白石 隆造
 岩手 1167 阿部 純也
 青森 779 佐藤 敬朗

登録取消し者

平成31年2月24日付

佐賀 528 井上 浩

平成31年2月28日付

熊本 1011 山田 文博

平成31年3月14日付

新潟 2112 中野 四郎
 広島 393 佐々木 剛

平成31年3月18日付

埼玉 1275 秋葉 直孝

平成31年3月19日付

長崎 499 石井 邦彦
 熊本 946 松田 克明

平成31年3月26日付

大阪 2347 白藤 晴雄

平成31年4月1日付

神奈川 2577 細谷 清司
 埼玉 1736 小野寺 貢
 千葉 1058 安藤 久志
 群馬 646 富岡 豊
 愛知 1303 渡辺 守男
 愛知 1507 鈴木 勝彦
 岐阜 682 金森 義明
 岐阜 1281 伊藤 雅大
 広島 1744 長岡 睦治
 福岡 1813 安永 範彦
 福島 1256 菅野 功
 福島 1280 渡部 吉和
 福島 1461 松本 博英
 山形 975 佐藤小四郎
 岩手 1013 浅沼 英弘
 高知 506 大石 義和
 愛媛 441 岡田 和雄

平成31年4月10日付

東京	4442	篠塚京太郎
東京	5306	小布施 務
東京	8032	熊谷 健太
神奈川	1664	木下 正彦
神奈川	3024	石黒将大朗
埼玉	859	大久保雄司
埼玉	1359	豊島 義明
埼玉	1649	星野 康弘
埼玉	1821	福嶋 健司
埼玉	2666	小川 泰雅
千葉	1143	篠塚 陽次
千葉	1735	香川武二郎
茨城	1448	佐藤 優樹
栃木	877	松倉 貢
栃木	885	永岡 雅大
群馬	726	岡田 裕
静岡	1189	長谷川鋭治
静岡	1203	森 健
静岡	1231	杉山 睦
静岡	1400	袴田 安子
静岡	1655	仲嶋 静雄
山梨	307	正田 哲男
長野	1978	古幡 琢助
長野	1999	松島 芳雅
長野	2131	牛山 栄作
長野	2414	榊原辰太郎
新潟	2167	村山 和典

兵庫	2486	谷川 満由
奈良	143	川井 清造
奈良	288	小山 博巳
滋賀	285	田中 治章
愛知	1711	高橋 章
愛知	1733	矢野 卯一
愛知	1759	山田 一美
三重	587	庄司 佳伸
岐阜	715	吉野 興司
岐阜	865	中内 節夫
広島	1112	山口 祐司
山口	552	鉄穴 昌克
山口	574	中村 正美
山口	731	藤津 浩
岡山	1232	田村 盛
福岡	1604	中山 昌之
大分	689	朝川喜久士
宮崎	625	村川 憲正
宮城	341	石川 一五
宮城	776	加茂川 融
福島	1092	久米 允彦
山形	868	本間 久義
岩手	898	阿部 雅明
秋田	865	武藤 文知
秋田	880	麻生 祐造
札幌	848	清水 基陽
札幌	974	貝野 優
徳島	326	富士 光弘

徳島	359	植木 衛
愛媛	433	久保 善行
愛媛	442	住田 隆信

平成31年4月22日付

大阪	1545	西口 省吾
兵庫	2095	高石 福治
愛知	2048	太田 清貴
福島	1082	菅野 弘三
福島	1374	大島 一男
岩手	1146	北澤 利光
青森	537	蛭名 則孝

ADR認定土地家屋調査士 登録者

平成31年4月1日付

千葉	2206	渡邊 和明
群馬	1055	木暮 隆一
滋賀	436	辻 牧子
広島	1899	河村 雅之
大分	845	小田 大祐

平成31年4月22日付

東京	7985	樋口 喜宗
宮城	1046	馬場 謙二

ケガや病気による
入院・通院に
備えておきたいな。

団体総合生活補償保険が
お役に立ちます！

登記誤りを起こして
しまい、顧客から
損害賠償請求を
受けてしまった。

土地家屋調査士賠償責任保険が
お役に立ちます！

土地家屋調査士を
取り巻く
さまざまなリスク
その時
お役に立ちます！



所得補償保険がお役に立ちます！

ケガや病気で入院。
その間の収入を
どうしよう。。。

測量機器総合保険
(動産総合保険)がお役に立ちます！

測量中にうっかり
測量機を破損
してしまった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階
<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

B18-102578 使用期限 2020年4月1日

国民年金基金で節税し、 土地家屋調査士人生を謳歌しよう！

福島会 橋本 豊彦

平成30年度の土地家屋調査士試験は受験者数4,380人に対し、合格者は418人で平均年齢は40.16歳とのことであります。

福島県では6人の合格者があり、その中で福島会には何人の方が入会されるか期待し待っている状態です。

さて、福島会は事故なく10年以上の業務歴の会員が退会したときは、その労に感謝して「名誉会員之証」を贈ることとしています。

このため、入会時の会長面談の際、開業から新人研修までの期間に躓かないための注意点と土地家屋調査士を業として良かったと思えるように老後の備えとして国民年金基金を紹介しています。

私自身、昭和53年に合格して翌年4月に入会し、今年で業務歴40年を迎えることができました。入会后、先輩調査士から「老後に備えて、今から準備することが大事」との助言を受けて、平成4年9月に国民年金基金に加入しました。

あの先輩の一言が今、60歳後半に突入して国民年金に加算された一定の収入があることで、土地家屋調査士業務に僅かながら心に余裕を持って務められていることに感謝しています。

ところで、ニッセイ基礎研究所の前田展弘氏によると、日本人の平均寿命は戦後から毎年伸び続け、「若返り」ながら長生きになっているとのこと。

この代表的な研究である「通常歩行速度」を1992年と2002年で比較した「日本人高齢者における身体機能の縦断的・横断的変化に関する研究」によると、2002年の高齢者は1992年の高齢者よりも「約10歳程度」若返っていることが確認できるとのことです。

例えば、今75歳の高齢者は昔の65歳と同じ身体能力を有しているということです。

このことは、スポーツ庁が実施している「体力・運動能力調査」でも、今の高齢者の若返りの状況が確認されています。

65～79歳までの高齢者(男女)について、新体力テストの項目である「握力」「上体起し」「長座体前屈」「開眼片足立ち」「10m障害物歩行」「6分間歩行」の総合成績を示す合計点の年次推移をみても、男女ともどの年齢層でも毎年ほぼ結果が上昇してきています。

以上のことから、長寿化が進むのに合わせて高齢者の「若返り」も進み、必然的に活動的に過ごせる期間も延びていることを踏まえた高齢期の人生設計を考えていくことが大事であると語っておられます。

国民年金基金は65歳から生涯受け取れる終身年金であり、民間の個人年金の保険料控除の上限は4万円までですが、国民年金基金の掛金は全額社会保険料で控除されますので、若いときの所得税を節税しながら老後に備えることができる年金制度です。

しかも、保証付きに加入すれば、万が一早期に亡くなったときには、家族に遺族一時金が支給されますので、掛け捨てになりません。

また、受け取る年金は公的年金等控除の対象になり、高齢者になり仕事が少ない月でも気持ちに余裕を持って土地家屋調査士の業務に励むことができると思います。

歳は皆平等に重ねますが、これからの土地家屋調査士は高齢者になっても身体能力の若さを保つことで、これまで培ってきた能力を発揮する場が増えてきますので、是非、国民年金基金に加入して節税しながら老後の備えをして土地家屋調査士人生を謳歌しましょう！



おトクに確定申告するなら 今すぐご加入を！

掛金をたくさん払っても
民間の個人年金では、所得控除の上限は4万円まで。
でも、国民年金基金なら、掛金の**全額**が控除になります！

個人年金の場合



個人年金に
年間30万円
払ったのに、控除は
たったの4万円

4万円まで

【控除額の比較】

国民年金基金の場合



国民年金基金に
年間30万円
払ったら、控除は
全額の30万円

全額

せっかく掛金を払うなら、**全額控除**でおトクに申告しましょう！

確定申告で所得控除に使える国民年金基金の掛金は、
12月までにお支払い済みの金額です。

掛金は2ヶ月遅れて引き落としになるため、
6月に加入しても、掛金のお支払いは8月になります。

今ご加入で**毎月払い**なら、6~10月までの**5ヶ月分**の掛金が
今年度の確定申告で所得控除となります。

もしくは、**来年の3月分までを一括でお支払い**いただくことも可能です。
その場合 **10ヶ月分**を所得控除にご利用いただけます。

毎年年末近くになると、控除ご利用の目的でご加入のご相談をいただきますが、

今年度の締め切りは10月15日です！

ご加入はお早めに！

6月分
掛金

8月
支払い

お気軽に
お問合せください

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

TEL:03-6804-1128

平日(9:00~17:30)



「鶺鴒宿」

深谷健吾

中庭に荒鶺鴒遊ばせ鶺鴒宿
日の落ちてよりの賑わひ鶺鴒川
嘴跡は美味なる鮎の証かな
父の日や父の育てし松の丈
黒揚羽仏間まで来て去りにけり

当季雑詠

深谷健吾選

茨城

島田

操

手が覚ゆ「平成の号」四月尽
逝き給ふ師は平成の花を見て
夕風に水面磨かる代田かな
金釧の制服凜凜し風光る
平成に惜しむ名残や花は葉に

愛知

清水

正明

耀歌の地まほろばなりと春の夢
耀歌の地桜葉付く夫女ケ石
海神の影絵芝居や蜃気楼
落人の聞き耳立てる水芭蕉
宦官の多しと嘆く桐の花

茨城

中原ひそむ

今朝掘りし筍の香の届きけり
閑跡へ続く坂道山あやめ
逆流の河口へ急ぐ花筏
誰もある叶はぬ望み春北斗
誰れ彼と友逝く噂鳥雲に

岐阜 堀越 貞有

風光る背に大きなランドセル
草青む原つば駆ける園児たち
春雷の小やみを待ちて下山する
春の田の太き轆や耕運機
信州へ一泊二日や夏はじめ

今月の作品から

深谷健吾

島田

操

逝き給ふ師は平成の花を見て

「花」は、春の季語。俳句では、花といえ
ば桜のことをいう。傍題に花盛り・花時・
花の山など多数。提句の師とは本年の三月
二十五日にご逝去されました水上要藏(俳
号・陽三)先生のことでしょうか。「平成の
花を見て」のフレーズに万感の思いを感じ
ます。感動の一句であります。先生は「ちよ
うさし俳壇」を創設なされ、三十年余の長
きにわたりご継続くださり、本当に頭が下
がる思いであります。ひたすら感謝・感謝
です。ご指名頂きました以上、責務を果た
すべく一所懸命に務める覚悟であります。
永遠にお守りくださいませ。合掌。

清水

正明

海神の影絵芝居や蜃気楼

「蜃気楼」は、春の季語。天気がよく、風
の弱い日、空気の温度差による光の異常屈
折によって、海上に船舶・風景など、本来
見えないはずの遠くのものが見える現象。

富山県魚津海岸が有名。尚、「蜃」は大蛤

の義で、昔中国では蛤が気を吐く現象と考
え、この名が生じたと聞く。魚津海岸での
吟行句か。海上に浮かび上がる神秘的な現
象即ち蜃気楼を見て、海をつかさどる神の
影絵芝居のさまに見立てて、詠んだところ
が妙。素晴らしい一句となった。

中原ひそむ

逆流の河口へ急ぐ花筏

「花筏」とは、春の季語「落花」の傍題。桜
の花は散り際に潔く美しいので古くからそ
の風情が愛されてきた。「花吹雪」は桜の花
が風に散り乱れるさまを吹雪にたとえたも
の。水面に重なって流れる花びらを筏に見
立て「花筏」という。この句の眼目は「逆流
の花筏」である。一時に散る桜の花筏は風
情があり、ゆつたりと見ていたいもの。「逆
流の河口へ急ぐ」とは皮肉なもの。着眼点
に俳諧味のある佳句である。

堀越 貞有

風光る背に大きなランドセル

「風光る」とは、春になって日光も強くなり、
吹き渡るそよ風さえきらきら光り過ぎるよ
うに見える感じをいう。春風の情緒とはま
た違つて感覚的で夏の「風薫る」と対比され
る。提句は、新学期の通学風景を見ての一句
か。小さな背にびかびかの大きなランドセル
とは、初々しい小学一年生の通学光景を活写。
季語の「風光る」が効果的な佳句である。

2018年度「土地家屋調査士」掲載

索引

2018年4月号(No.735)

）

2019年3月号(No.746)

■報告

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2018. 8	739	第75回定時総会
	2018. 10・11	741, 742	第9回全国一斉不動産表示登記無料相談会開催報告Ⅰ・Ⅱ
	2018.10	741	平成30年度子ども霞が関見学デー
	2018.11	742	山下貴司法務大臣 表敬訪問
	2018.12	743	平成30年度 第1回全国会長会議
	2019. 3	746	平成30年度 第2回全国会長会議
財務部	2018. 8	739	第33回写真コンクール開催
	2019. 1	744	大規模災害基金状況

■取材

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2018. 4	735	第19回 法整備支援連絡会
	2018. 5	736	平成29年度 愛知県土地家屋調査士会第3回定例研修会
	2018. 6	737	中部地籍研究報告会
	2018.10	741	第13回東京土地家屋調査士会野球連合大会開催
	2018.11	742	香川会第12回司法修習生研修報告
	2018.12	743	四国・中国ブロック合同研修会報告
	2018.12	743, 744	UAV（ドローン）による写真測量の土地家屋調査士業務への活用事例
	2019. 1	744	
	2019. 2	745	第11回 国際地籍シンポジウム
	2019. 2	745	平成30年度土地家屋調査士会総務担当者会同
	2019. 2	745	愛知会平成30年度第4回定例研修会 『温故知新』～レジェンドたちの遺言～
	2019. 3	746	神奈川縣下外国人遊歩規程測量の研究 ～原始筆界を求めて～
制度対策本部	2018. 4	735	法務省法務総合研究所国際協力部主催 平成29年度東ティモール共同法制研究研修会
	2018.12	743, 744, 745	役立つ新しい業務ツール使用記 「調査士カルテ Map」を利用して

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
土地家屋調査士会	2018. 4	735	ほっかいどう地図・境界シンポジウム2018 Part17
ブロック協議会	2018. 5	736	福島市における空き家等対策に関する連携協定締結式について
	2018. 5	736	第4回公開シンポジウム「これで良かった!? 官民境界2」
	2018. 6	737	弁護士・土地家屋調査士の連携する財産管理人支援センター設立について
	2018. 7	738	青森県土地家屋調査士会×県弁護士会×県司法書士会 弘前市と「空き家等対策」で連携
	2018. 9	740	田舎館村田んぼアート「ローマの休日」青森会・弘前支部 ～PartⅠ～
	2018.10	741	信州大学経法学部において「現代職業論」の講義を行う
	2018.11	742	第9回しずおか境界シンポジウム 「次世代へ…本物が語る今までのこと。これからのこと。」開催
	2018.11	742	青森県田舎館村「ローマの休日」田んぼアート PartⅡ 「弘前支部の平日」編
	2018.11	742	「明治維新150周年記念事業 今も現役? 明治の地図～地図に親しむ2週間～」について 暑い、熱い思いを共感した今年の夏
	2018.11	742	2018年度北星学園大学経済学部経済法学科「契約法講演会」のご報告
	2019. 1	744	第33回日本土地家屋調査士会連合会 親睦ゴルフ岡山大会
	2019. 2	745	第15回全国青年土地家屋調査士大会 in 岐阜
	2019. 3	746	東北ブロック協議会主催研修会
全 調 政 連	2018. 6	737	第18回全国土地家屋調査士政治連盟定時大会
外部団体事業	2018. 5	736	地籍問題研究会 第21回定例研究会
	2018. 7	738	第27回日本マンション学会学術大会2018北海道大会
	2018. 7	738	日本不動産学会 2018年度春季全国大会シンポジウム
	2018. 8	739	第12回つくば国際ウォーキング大会
	2018. 9	740	第4回測量・地理空間情報イノベーション大会
	2018. 9	740	FIG Young Surveyors Network Asian Pacific Meeting 2018 in Japan
	2018.10	741	地籍問題研究会 第22回定例研究会

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
外部団体事業	2019. 1	744	G空間EXPO2018シンポジウム QZSSが創る新たな不動産登記制度とは？～所有者不明土地問題を解決する地籍制度の創設～
	2019. 3	746	日本土地家屋調査士会連合会・地籍問題研究会共催シンポジウム 地籍問題研究会 第23回定例研究会

■挨拶

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2018.12	743	平成30年を振り返って～この時代に生き残るための専門性の進化～
	2019. 1	744	新年の挨拶／新年のご挨拶
法務省	2019. 1	744	新年の挨拶／新年の御挨拶

■告知

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し	
連合会	2018. 5	736	「土地家屋調査士白書2018」発刊のお知らせ	
	2018. 8	739	第11回国際地籍シンポジウム開催のご案内	
	2018.10	741	第11回国際地籍シンポジウム(福岡)のお知らせ	
	2018.10	741	日本土地家屋調査士会連合会・地籍問題研究会共催シンポジウムのお知らせ 地籍問題研究会 第23回定例研究会 “所有者不明土地・空き家等問題における土地家屋調査士への期待”	
	2018. 10・11	741, 742	日本登記法研究会 第3回研究大会開催のご案内	
	2018.11	742	日調連各部紹介 広報部	
	2018.12	743	日調連各部紹介 総務部／財務部	
	2018.12	743	ほっかいどう地図・境界シンポジウム2019開催のご案内	
	2019. 1	744	日調連各部紹介 業務部／研修部	
	2019. 2	745	日調連各部紹介 社会事業部／研究所	
	総務部	2019. 3	746	セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書発行負担金の改定について
	研修部	2018. 4	735	土地家屋調査士新人研修修了者(近畿・中部・九州・東北・北海道・四国ブロック協議会)

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
研修部	2018. 4	735	第14回土地家屋調査士特別研修の日程について
	2018. 5	736	eラーニングコンテンツ追加公開のお知らせ
	2018. 8	739	土地家屋調査士新人研修開催公告(関東ブロック協議会)
	2018. 9	740	土地家屋調査士新人研修開催公告(中国ブロック協議会)
	2018.11	742	土地家屋調査士新人研修開催公告(中部ブロック協議会)
	2018.12	743	土地家屋調査士になろう！
	2018.12	743	土地家屋調査士新人研修修了者(関東ブロック協議会)
	2018.12	743	土地家屋調査士新人研修開催公告(九州ブロック協議会)
	2019. 1	744	土地家屋調査士になろう！
	2019. 2	745	土地家屋調査士新人研修修了者(中国ブロック協議会)
	2019. 2	745	土地家屋調査士新人研修のお知らせ
	2019. 2	745	土地家屋調査士になろう！
	2019. 3	746	土地家屋調査士新人研修のお知らせ
	広報部	2018. 6	737
2018. 7		738	7月31日は土地家屋調査士の記念日です 一過去を振り返り、未来を見つめ、現在を邁進しようー
2018. 8～10		739～741	G空間EXPO2018のお知らせ 地理空間情報科学で未来を作る
法務省	2018. 7	736	法務省主唱“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
人事	2018. 5	736	人事異動 法務局・地方法務局
叙勲・黄綬	2018. 6	737	平成30年 春の叙勲・黄綬褒章
	2018.12	743	平成30年 秋の叙勲・黄綬褒章

■募集

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2018. 4・5	735, 736	第11回国際地籍シンポジウム(福岡)研究論文募集のお知らせ
	2018. 7・12	738, 743	平成31年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内
	2018. 5	736	第33回写真コンクール インターネット投票

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
財務部	2018. 8	739	第33回日本土地家屋調査士会連合会 親睦ゴルフ大会開催案内
	2019. 3	746	第34回写真コンクール作品募集
共済会	2018. 4・9	735, 740	GPS測量機器総合保険(動産総合保険)のご案内
	2018. 5・6	736, 737	土地家屋調査士賠償責任保険募集
	2018. 7・8	738, 739	団体総合生活補償保険で突然のケガ・病気によるリスクに備えましょう!!
	2018. 10・12	741, 743,	土地家屋調査士を取り巻くさまざまなリスク その時お役に立ちます!
	2019. 3	746	
	2018.11	742,	団体総合生活補償保険(MS & AD型)で突然のケガ・病気によるリスクに備えましょう!!
2019. 1・2	744, 745		

■幹旋

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2018. 6・8	737, 739	土地家屋調査士2019年オリジナルカレンダー

■その他

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2018. 9	740	ちょうさし俳壇400回 スペシャル
法務省	2018.10	741	「平成30年度子ども霞が関見学デー」における筆界特定制度を中心とした法務局の業務及び土地家屋調査士制度の広報イベント

■レギュラーコーナー

事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるためにー

掲載号	号数	区分、見出し
2018. 9	740	第64回 外部理事からみる土地家屋調査士「土地家屋調査士の卵を大学で暖める」
2019. 2	745	第65回 不動産の譲渡・相続に関する税務
2019. 3	746	第66回 不動産鑑定評価と不動産登記情報との関わりについて

土地家屋調査士の社会貢献活動 寄附講座・出前授業

掲載号	号数	区分、見出し
2018. 7	738	第5回 神奈川会における出前授業について

愛しき我が会、我が地元

掲載号	号数	区分、見出し
2018. 4	735	Vol.50 (鹿児島会、山梨会)
2018. 5	736	Vol.51 (山口会、岡山会)
2018. 6	737	Vol.52 (奈良会、長崎会)
2018. 7	738	Vol.53 (東京会、愛媛会)
2018. 8	739	Vol.54 (神奈川会、高知会)
2018. 9	740	Vol.55 (埼玉会、徳島会)
2018.10	741	Vol.56 (千葉会、香川会)
2018.11	742	Vol.57 (茨城会、釧路会)
2018.12	743	Vol.58 (旭川会、栃木会)
2019. 1	744	Vol.59 (群馬会、函館会)
2019. 2	745	Vol.60 (札幌会、静岡会)
2019. 3	746	Vol.61 (山梨会、青森会)

ネットワーク 50

掲載号	号数	区分、見出し
2018. 4	735	福岡会／石川会／青森会
2018. 5	736	大阪会
2018. 6	737	宮城会
2018. 7	738	東京会
2018. 8	739	熊本会
2018. 9	740	旭川会
2018.10	741	兵庫会
2018.11	742	埼玉会
2018.12	743	鹿児島会
2019. 2	745	鳥取会

公嘱協会情報

掲載号	号数	区分、見出し
2018. 5	736	公嘱協会情報vol.131
2018. 8	739	公嘱協会情報vol.132
2018. 9	740	公嘱協会情報vol.133
2018.11	742	公嘱協会情報vol.134
2019. 1	744	公嘱協会情報vol.135
2019. 3	746	公嘱協会情報vol.136

「地名散歩」

財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

掲載号	号数	区分、見出し
2018. 4	735	第73回 坂の地名
2018. 5	736	第74回 木偏の地名
2018. 6	737	第75回 港に由来する地名
2018. 7	738	第76回 2人の羽生一土に由来する地名
2018. 8	739	第77回 魚の地名
2018. 9	740	第78回 人工の山一塚の地名
2018.10	741	第79回 水の豊富な国の「水の地名」
2018.11	742	第80回 長い住所を探してみると……
2018.12	743	第81回 武器の地名
2019. 1	744	第82回 カタカナ外国語の駅名と地名
2019. 2	745	第83回 バス停の名前
2019. 3	746	第84回 近所の同一地名をどう区別するか

土地の表示に関する登記の沿革

都城市代表監査委員

一般社団法人テミス総合支援センター理事 新井 克美

掲載号	号数	区分、見出し
2019. 1	744	土地の表示に関する登記の沿革(1)
2019. 2	745	土地の表示に関する登記の沿革(2)
2019. 3	746	土地の表示に関する登記の沿革(3)

平成29～30年度研究所研究中間報告

掲載号	号数	区分、見出し
2018. 6	737	研究テーマ2 最新技術に関する報告
2018. 7	738	研究テーマ3 土地家屋調査士業務に関する研究

掲載号	号数	区分、見出し
2018. 8	739	研究テーマ4 「国土の有効利用」に関する研究
2018. 9	740	研究テーマ5 諸外国の地籍制度等の実態に関する研究
2018.10	741	研究テーマ6 地籍に関する学術的・学際的研究
2018.11	742	研究テーマ1 全国の土地法制に関する研究

連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信(会長レポート)

全号にわたり掲載

会務日誌

全号にわたり掲載

ちょうさし俳壇

選者 深谷健吾

全号にわたり掲載

土地家屋調査士名簿の登録関係

全号にわたり掲載

国民年金基金から

全号にわたり掲載

索引

掲載号	号数	区分、見出し
2018. 6	737	2017年度「土地家屋調査士」掲載索引

広島会

「着ぐるみ「しらべ君」の活用について」

広報部



『ひろしま』第170号

昨年の定時総会においてご承認していただきました、広島県土地家屋調査士会のマスコットキャラクター「しらべ君」の着ぐるみが完成しました。

着ぐるみ「しらべ君」は、日本中で大人気の着ぐるみ「くまモン」を製作され、数々の実績がある宮崎県の「KIGURUMI・BIZ」さんに、製作を依頼しました。

着ぐるみ「しらべ君」は、頭と胴体が一体型となっています。胴体部分と足部分の2つのパーツで構成されており、ミラーのついたポールもあります。

しらべ君のイメージどおり、とて

もかわいらしく出来上がりました。

着用すると、170センチから200センチ近くの身長になり、かなりの大型です。

着用する際は、胴体部分を頭から被り、足を履きます。なるべく補助の方がいると安心です。足部分は、大きなブーツといったイメージです。

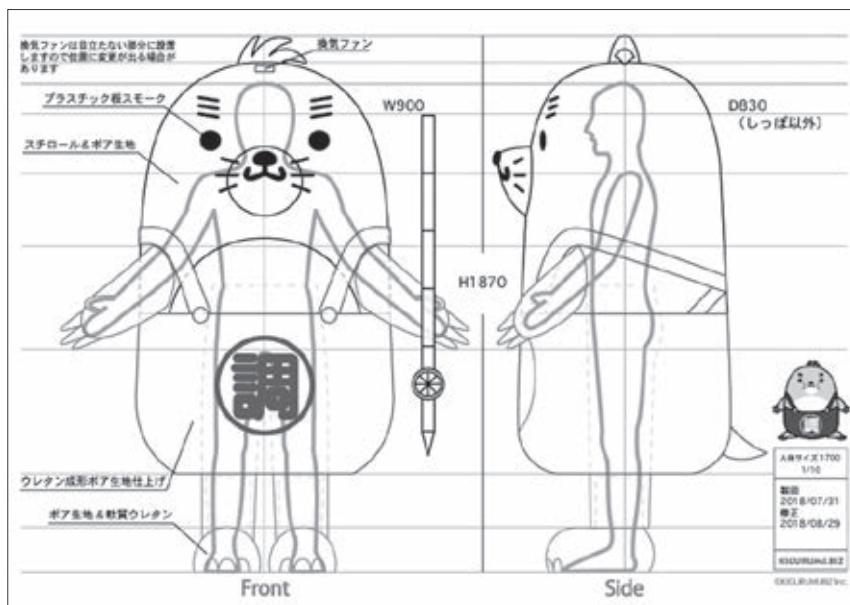
中からの視覚はあまり良くありません。特に足元が見えづらく、小さな子どもさんが、足元に近寄ってきた場合は要注意です。しらべ君の活動中には、必ず、付き添いが必要になります。

しらべ君の頭部には、暑さ対策

として換気ファンをつけました。胴体部分の中には、ペットボトル等を入れる袋もつけています。密着して着るタイプの着ぐるみではないため、着ぐるみの中に少し空間があります。着ぐるみを着ての活動中には、水分補給を忘れないようにすることが大切です。

そして、中に入ってみると、外からの音は聞こえづらく、中からも、外にはなかなか声を伝えることができません。しらべ君を着用中でも、携帯電話を使用することができるので、外部との連絡は、携帯電話が良いかもしれません。

土地家屋調査士にかかる広報活



動であれば、各支部に貸し出しをいたしますので、事務局宛てに連絡をお願いいたします。

なお、搬送には、宅配便は使用できないようなので、軽ワンボックスか普通車バンを用いて、事務局への引き取りでお願いします(運送会社のトラックチャーター便は可)。

～しらべ君デビュー～

昨年12月8日に行われた「南区安心・安全なまちづくりフェスティバル」にて、しらべ君がデビューしました。

「南区安心・安全なまちづくりフェスティバル」は、広島市が主催して、県立広島産業会館東展示館において開催されました。「安心・安全なまちづくり」をテーマに、広島南警察署によるパトカー・白バイと、南消防署によるはしご車の乗車体験、JR西日本広島支社による踏切・ホームの非常ボタン体験、JAF広島支部によるシートベルト衝撃体験等、様々なコーナーや企画があり、当日は、約

3,000人ももの来場があったと聞いています。このフェスティバルでは、毎年、広島支部が無料登記相談ブースを設けており、今年は、しらべ君も参加いたしました。

まずは、主催者からの要請に基づき、フェスティバルの開会式に、しらべ君を登場させました。広島県警マスコット「モシカ」くん、「キラリ☆マン」、広島市南区似島のマスコット「こぶじん」と一緒に、開会式に花を添えることができたと自負しています。

その後は、無料登記相談ブースにて、子どもたちを出迎えました。たくさん子どもたちが、しらべ君を見つけて、近寄ってきてくれました。ぐると取り囲んだ子どもたちの反応は、「きゃー、かわいい〜。」と大好評でした。

相談ブースでは、土地家屋調査士のPR活動も行いました。広島支部で作成した名入りボールペンとチラシ、付箋紙の配布を行いました。例年、なかなか相談ブースに訪れてくれる方は少なく、PRチラシの配布の広報活動も苦労し

ていましたが、今年は、しらべ君が登場すると、自然と多くの人が集まってもらえました。しらべ君の効果は、驚くほど絶大で、広報部の役員は、皆、びっくりしました。

当日は、着ぐるみを着ても、それほど暑くなかったので助かりました。当初は、20から30分程度着用して、同時間程度の休憩を挟むようにしていましたが、休憩時間には人が集まらないので、後半は、しらべ君人気の力を発揮してもらうため、1時間以上しらべ君を連続着用して活動してもらいました。しかし、春から秋にかけての時期や、強い暖房の効いた場所での活動は、熱中症予防のため、しっかりとした休憩を確保することがとても重要と思いました。

しらべ君の中で活動された会員の方、大変お疲れ様でした。

開会式にいられていた松井一實広島市長様が、しらべ君とのツーショット写真に気軽に応じていただきました。



熊本会

「とんぼのめがね」

人吉支部 佐無田 学



『くまもと』第293号

復元測量準備…
トータルステーションを三脚に設置し基準点を求心。
鋺の中心が分かりづらくなかなか定まらない。
これも老眼の宿命なのか？

小学生の子どもたちが歌を唄いながら通り過ぎる。

「とんぼのめがねは みずいろ
めがね あおいおそらを とん
だから とんだから」

(とんぼのめがね 詞：額賀誠志
曲：平井康三郎)

懐かしいなあ！
とんぼのめがねは、よく見ゆっとやろうなあ…
とんぼのめがねばかければ、こぎゃん苦労せんとやろうばってん。
なんか良か方法なかかにかやあ？

あっ、そうだっ！
私：ねえ、ちょっと薬局で仁丹

ば買うてきてくれん？
妻：何ばすっと？
私：買うてきたら教ゆっでから、なんさますぐ買うてきて！

妻が買ってきてくれた仁丹の包みを開け、鋺の中心に乗せる。

私：ほらほら、これでよく見ゆる！
妻：ながしま、違った…おお、グッド・アイデア！



老眼だと夕暮れや曇の日には中心が見にくい



でも…仁丹を置くだけでこんなに見えやすくなります！

事前調査から事件管理・再活用、さらに新規受託をサポート!

土地家屋調査士 調査情報保全活用

調査士カルテ Map

業務支援システムを準備しました

住宅地図・ブルーマップ
全国閲覧可能!
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
地図印刷!

地図上で事件簿
管理ができます!

SIMA図示や
多彩な地図検索!



情報の保全・管理・活用

調査情報を地図上の位置と
紐づけて一元管理

調査情報
登録・管理

情報活用

全国で業務連携

事務所広報による
市場拡大や
社会貢献にもつながる

「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現

このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に!

全国閲覧可

負担月額 **3,000**円(税別) ◁ お申し込み月の月末まで無料期間

- Web アプリケーションのため、通常のインターネット環境があればご利用が可能です。
- お申し込みには「所属土地家屋調査士会名」と「登録番号」が必要となります。

詳細は連合会 Web サイト「会員の広場」へ

【お申し込み】



- ① 連合会 Web サイトへアクセス
- ② 会員の広場へログイン
- ③ 土地家屋調査士調査情報保全管理システム
「調査士カルテ Map」

【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口
E-mail kartemap@chosashi.or.jp

システム説明会
開催

「調査士カルテ Map」システム説明会開催の

ご相談受付中!

ゼンリンから
講師派遣します

無料

●詳しくはお問合せください → mail:kartemap@zenrin.co.jp

編集後記

「ものごとはね、心で見なくてはよく見えない。
いちばんたいせつなことは、目に見えない。」
～アントワヌ・ド・サン＝テグジュペリ～

4月の支部総会、5月の単位会総会を終え、日調連第76回定時総会を迎えます。ご承知のとおり、本年度は役員改選の年であり、これからの土地家屋調査士制度の方向性を決める上でも大切な総会となるでしょう。総会内容につきましては、8月号でお伝えします。

役員改選に伴い、広報部も一新します。2年前の就任間もなく、所有者不明土地問題がクローズアップ。これに関連したメディア対応などがあり、金関広報部長をお支えすることができたのか一抹の不安もありますが、会報編集長としての職務はなんとか終えることができそうだと感じています。

会報編集長として記す編集後記は、最後となりました。これまでの2年間を振り返りながら、初めての編集後記(2017年8月号)でタイトルにした「星の王子さま」を読み返し、ある一節に目が止まりました。

土地家屋調査士は、「目に見えないたいせつなこ

と」を心で感じ取ることができる資格者であると感じています。制度発足以来、人と向き合い培ってきた私たちの業務は、情報化が進む将来においても変わることなく「たいせつなこと」を見失うことはないでしょう。また、時代とともに浮かび上がる社会問題(所有者不明土地問題、空き家問題、少子高齢化から派生し起こり得る諸問題)に、土地家屋調査士は必ずや解決のため不可欠な資格者であり、そこには新たなステージもあるものと考えます。そのためには私達自身が将来のビジョンを明確にし、いま何をすべきなのか、どうすべきなのか考え、これからも皆様と想いを共有していかなければならないと思います。皆様との絆を結び続ける、過去・現在・未来を繋ぎ続ける会報「土地家屋調査士」であることを願います。

次号の会報が、現広報部での最終号となります。編集後記は戸倉担当副会長をはじめ、現広報部役員で2年間の想いをお伝えする予定です。是非、御覧ください。

広報部次長 山口賢一(長崎会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

会長 岡田 潤一郎

発行所

日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社